

第2 生活保護制度について（保護課、自立推進・指導監査室）

1 生活保護を取り巻く現状について

（1）生活保護の動向（平成30年10月時点）

（受給者数について）

平成30年10月時点の生活保護受給者数は約210万人（保護率：1.66%）となっており、平成27年3月に現行制度下での過去最高を記録した後、減少傾向にあり、現在までに8万人程度減少している。対前年同月伸び率は、平成30年10月時点で▲1.3%となり、平成22年1月の12.9%をピークに低下傾向が継続しており、平成27年9月以降マイナスとなっている。

受給者の動向を年代別にみると高齢者の受給者数の伸びが大きく、生活保護受給者の半数近く（平成28年7月末時点で約47%）は65歳以上の者となっている。

（世帯数について）

平成30年10月時点の生活保護受給世帯数は約164万世帯となっている。これまで増加傾向であったが、平成30年2月以降9ヶ月連続して前年同月比で減少しており、減少傾向に転じつつあると見てとれる。

世帯数の動向を世帯類型別にみても、社会全体の高齢化の進展と単身高齢世帯の増加を背景として高齢者世帯の増加が続いている。一方、高齢者世帯を除く世帯は、良好な雇用情勢を背景として、平成25年2月のピーク時から約14万世帯減少している。

（2）改正生活保護法の成立

平成30年2月に国会に提出した生活保護法改正案を含む「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」については、平成30年6月1日に可決成立、同年6月8日に公布されたところである（平成30年法律第44号）。改正生活保護法の主な施行時期については、以下のとおりである。

（公布日（平成30年6月8日））※平成30年1月1日まで遡及適用

・進学準備給付金の支給（生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の5）

(平成 30 年 10 月 1 日)

- ・後発医薬品の使用原則化（生活保護法第 34 条第 3 項）
- ・資力がある場合の返還金債権の破産法（平成 16 年法律第 75 号）上の偏頗行為否認の例外化、同債権の保護費との調整（生活保護法第 77 条の 2、78 条の 2）
- ・介護保険適用の有料老人ホーム等に係る居住地特例（生活保護法第 19 条第 3 項）
- ・都道府県による援助（生活保護法第 81 条の 2）
- ・生活困窮者自立支援制度に係る情報提供等（生活保護法第 81 条の 3）
- ・自立支援医療費に係るレセプトの情報提供義務（生活保護法別表第 1）

(2020 年 4 月 1 日)

- ・無料低額宿泊所の規制強化（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 68 条の 2 等）
- ・単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、サービスの質が確保された施設において、必要な日常生活支援を提供する仕組みの創設（生活保護法第 30 条第 1 項ただし書き）

(2021 年 1 月 1 日)

- ・被保護者健康管理支援事業の創設（生活保護法第 55 条の 8）
- ・被保護者健康管理支援事業の実施に資するための国による調査分析等（生活保護法第 55 条の 9）

2 子どもの大学等進学支援等について

「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」は、子どもの貧困対策の指標として設定されているが、平成 29 年 4 月時点で 35.3%であり、全世帯の 73.0%と比較して低い状況である。

大学等への進学支援については、これまでも高校生のアルバイト収入のほか、高校生等奨学給付金や各団体が高校生を対象に実施する奨学金等の恵与金・貸付金を学習塾費や大学等入学料等に充てる場合に収入認定除外とするなどの支援を行ってきたが、更な

る支援策として、昨年6月に生活保護法を改正し、大学等に進学した場合に新生活立ち上げ費用として一時金を支給する「進学準備給付金」制度を創設したほか、平成30年度から進学後も転居せずに引き続き出身世帯から通学する場合に住宅扶助費を減額しない措置を講じたところである。

については、各実施機関において、今春、高等学校等を卒業して大学等への入学を希望している者について事前に把握するとともに、対象となる世帯に対して進学準備給付金制度等の周知や申請手続きに関する支援を行い、これらの進学支援対策が確実に適用されるよう支援を行われたい。

また、卒業後の進路選択に際しては、早い段階から検討や準備を進めることが重要であることから、高校入学直後の早い時期から大学等への進学に向けて活用できる支援制度の説明を行うなど実施機関における丁寧な支援をお願いしたい。厚生労働省では、各実施機関が本人や保護者等に対して周知を図る際に活用いただけるよう、今年度末を目処に、進路選択にあたって必要な情報や支援策等をまとめた冊子の作成を予定しているので了知されたい。

さらに、2020年4月には、「骨太の方針2018」等に基づき、真に支援が必要な生活保護世帯を含む低所得世帯の子供たちを対象とした、高等教育（大学、短期大学、高等専門学校、専門学校）の無償化（授業料等減免及び給付型奨学金の支援対象者・支援額を大幅拡充）が導入される予定であり、昨年12月の関係閣僚会合で「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」が決定されたので、あわせて了知されたい。

3 就労支援の充実について

(1) 生活保護受給者の就労支援について

稼働能力を有する被保護者の就労支援については、これまでも、ハローワークとの連携による「生活保護受給者等就労自立促進事業」、就労支援員の配置などの「被保護者就労支援事業」、就労意欲や基本的な生活習慣などに課題を抱える者に対する「就労準備支援事業」に取り組んでいただいている。

これらの就労支援の実施状況については、「経済・財政再生計画改革工程表2018改定版」（平成30年12月20日経済財政諮問会議）において、新たに2021年度までを目標としたKPI（改革の進捗管理や測定に必要となる指標）として

- ① 就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率を 2021 年度までに 65%とする
- ② 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を 2021 年度までに 50%とする
- ③ 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）を 2021 年度までに 45%とする

ことを定めたところである。

（※ このほか、就労支援事業等を通じた脱却率、就労支援事業等の各地方自治体の取組状況、「その他の世帯」の就労率等の地方自治体ごとの状況の「見える化」についても引き続き盛り込まれている）

従来の 2018 年度までの KPI においては、特に就労支援事業等の参加率が低調となっていたことから、新たに設定した KPI の目標も踏まえ、各自治体におかれては、就労支援を必要とする者に対して適切な支援が行われるよう、就労支援員の増員等による支援体制の充実、被保護者就労準備支援事業の実施など、積極的な取組をお願いしたい。

なお、厚生労働省では、現在「生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会」を開催し、就労支援における課題解消のために、そのあり方についての議論を進めており、年度内に報告書を作成した上で、今後の通知改正等に活用することを目指しているのので了知されたい。

【参考 1】 従来（2018 年度まで）の被保護者の就労支援に関する KPI

- ① 就労支援事業等の参加率を 2018 年度までに 60%とする
- ② 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を 2018 年度までに 50%とする
- ③ 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）を 2018 年度までに 45%とする

【参考 2】 生活保護受給者の就労支援等の現状

- 就労支援事業等の参加率
2017 年度 就労支援促進計画の実績値平均 36.4%（速報値）
- 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合
2017 年度 就労支援促進計画の実績値平均 43.6%（速報値）

○ 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）

2016年度 36.6%

(2) 就労自立給付金の見直しについて

就労自立給付金については、就職後すぐに保護廃止となり仮想積立期間がない場合は給付金が支給されないことや、仕組みが複雑で生活保護受給者に対する制度の周知が不十分であることなどから、より効果的・効率的なインセンティブを発揮できるような内容に見直すべきと指摘されていたところである。

そのため、平成30年10月1日から告示を改正し、より効果的・効率的なインセンティブとなるよう、以下のとおり、就職後すぐに保護脱却となるような就労収入の仮想積立期間がない者も新たに給付対象にした上で、積立率の統一を行った。

【見直し内容】

- ・仮想積立期間の有無によらず、最低給付額を設定（単身世帯：2万円、複数世帯：3万円）
- ・積立率を一律10%とする

今回の改正により、就労や増収によって保護が廃止となった者が申請すれば一定額以上を原則受給できることとなる。各自治体においては生活保護受給者に対して、就労自立に向けた意欲の向上を図るため、事前に給付金の周知に努めるとともに、就労や増収により保護を必要としなくなる場合は、給付金の申請等について助言や手続きの支援を行うなど、被保護者の申請が確実に行われるよう支援していただきたい。

4 医療扶助の適正化・健康管理支援等について

(1) 被保護者健康管理支援事業について

(i) 事業の概要

平成30年の生活保護法改正により「被保護者健康管理支援事業」が創設され、2021年1月から必須事業として施行されることとなった。本事業は、多くの健康課題を抱えていると考えられる被保護者に対しては、経済的自立のみならず日常生活

自立・社会生活自立といった観点から、医療と生活の両面において支援を行う必要があるという考え方により、医療保険におけるデータヘルスを参考に、福祉事務所がデータに基づき被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進するものである。

具体的な実施方法としては、平成 30 年 10 月 2 日付事務連絡にて、各自治体の試行用の手引き（以下、「試行用手引き」という。）を配布したが、以下の進め方を想定しているところである。

- ①自治体毎に現状の医療・健康等情報を調査・分析し、地域の被保護者の健康課題を把握
- ②それに基づき自治体毎に事業方針を策定（以下の取組例のオに加え、ア～エから選択。試行事業の実施状況等を踏まえ、手引き改定時に必要な事業方針の追加等の検討を予定。）
 - ア 健診受診勧奨
 - イ 医療機関受診勧奨
 - ウ 生活習慣病等に関する保健指導・生活支援
 - エ 主治医と連携した保健指導・生活支援
 - オ 頻回受診指導
- ③リスクに応じた階層化を行い、集団または個人への介入を実施
- ④事業評価を行い事業方針に反映

事業の実施にあたっては、健康増進事業を担当している各市町村の保健部局に対して健康増進法に基づく健康診査の受診状況等の情報提供を求め、未受診者に対しては、健診の受診勧奨を行ったり、健診結果が芳しくない場合などには健康増進事業として実施している事業へ被保護者をつなげるなど、保健部局と協力することが重要であるため、被保護者健康管理支援事業の企画段階から、保健部局と連携体制を構築することが重要である。このほか、被保護者の状況に応じた健康管理支援をきめ細かく実施するために、介護関係部局などの行政内部の他部局や地域の社会資源との連携体制についても構築しておくことが求められる。

(ii) 平成 31 年度における試行事業・準備事業の実施について

被保護者健康管理支援事業の円滑な施行（2021年1月）に向けて、2019年度から、試行事業の実施を含む計画的な準備が求められる。2019年度において、本格施行に向けた準備作業として主に想定されるのは下記の実施であるが、いずれも必要な予算を計上したところであるので、各自治体においては「試行事業・準備事業」として積極的な実施をお願いしたい。なお、必須事業として施行された後は、被保護者健康管理支援事業は負担金に整理されるため、負担率については3/4となるので、念のため申し添える。

【レセプト管理システム等の改修】

○内容

- ・ 試行用手引きに例示する医療扶助レセプトを利用した調査・分析（試行用手引き5ページ）、対象者の抽出（同8ページ）、個別支援（同14ページ）、目標・評価指標（同12-13ページ）を用いた評価等を簡便に実施するため、レセプト管理システムの改修を実施する。

○予算について

- ・ 各自治体に予算補助（補助率10/10）を行うため、必要な経費を平成30年度2次補正予算案に計上したところ。当該予算措置は恒久的なものではないため、被保護者健康管理支援事業の実施に当たり改修が必要な自治体は必ず実施すること。

【データの収集・分析】

○内容

- ・ 被保護者健康管理支援事業を行うにあたっては、レセプトのみならず、健康増進法に基づく健康診査のデータのほか、ケースワークや面談・アンケート等で収集したデータ等も活用することが想定される。これらデータの収集、電子化、分析を行うとともに、レセプト管理システムから取得した医療扶助レセプトデータとこれらデータを突合し、分析を実施する。また、必要に応じ、レセプト管理システムのみでは実施が困難なレセプトの分析を実施する。なお、特に自立支援医療の精神通院医療の実施主体である指定都市においては、自立支援医療レセプトデータの収集、医療扶助レセプトデータとの突合による分析も併せて検討されたい。

○予算について

- ・平成 31 年度当初予算案において、「健康管理支援事業の円滑な実施に向けたデータの収集等」として、全ての福祉事務所設置自治体に対して予算補助（補助率 10/10）を行うために十分な予算を計上したところであるため、各自治体においては積極的に実施すること。

【非常勤保健師等や同行支援員の雇用による事業計画の策定や支援の実施】

○内容

- ・被保護者健康管理支援事業の実施にあたっては、被保護者の健康状態に関する現状や課題を的確に把握することが重要であり、健康問題等について専門知識を持った者が事業の企画段階から関わるような体制を整えることが望ましい。このため、福祉事務所や都道府県・指定都市本庁において非常勤保健師等を雇用し、事業の企画及び対象者の階層化等を実施する。また、治療中断者や頻回受診者等に対する介入支援まで実施する場合は、福祉事務所が同行支援員を雇用し、被保護者が医療機関等を受診する際に同行して指導・支援を行う。

○予算について

- ・平成 31 年度当初予算案において、「健康管理支援事業の円滑な実施に向けた自治体における準備事業」として、全国の福祉事務所の凡そ 3/4 が実施できるよう、自治体に対して予算補助（補助率 10/10）を行うために十分な予算を計上したところであるため、各自治体においては積極的に実施すること。さらに、都道府県・指定都市本庁において、指導的立場の非常勤保健師等を雇用することも可能であるので、これについても積極的に検討すること。

(iii) 既存の予算事業との一部統合について

既存の予算事業のうち、下記のとおり事業を実施する場合は、「試行事業・準備事業」に統合され、補助率 10/10 での予算補助が可能であるので、各自治体においては積極的に実施すること。

○レセプトを活用した医療扶助適正化事業

- ・（ii）に記載した「データの収集・分析」業務を行う場合は、当該費用につい

て「試行事業・準備事業」に統合。

- ・生活習慣病患者の重症化予防に係る対象者抽出に活用している場合は、当該費用について「試行事業・準備事業」に統合（頻回受診者の対象者抽出のみに利用する場合は対象外）。

○生活習慣病の医療機関未受診者の支援と頻回受診者の適正受診指導の強化

- ・「試行事業・準備事業」に統合。

○適正受診指導の強化

- ・非常勤職員を雇用する等の方法により、頻回受診の適正化に重点的に取り組む場合は、当該費用について「試行事業・準備事業」に統合。

○生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援

- ・「試行事業・準備事業」に統合。

なお、下記の事業については、平成 30 年度と取扱いが変わらないため、留意されたい。

○頻回受診指導を行う医師の委嘱促進

- ・引き続き補助率 3/4 として実施。

○子どもとその養育者への生活・健康支援モデル事業

- ・引き続き、補助率 10/10 のモデル事業として実施。

(iv) 今後の予算執行スケジュールについて

これらの事業の実施に必要な経費を本年 6 月に開催される地方議会で審議予定の補正予算に盛り込むことを検討される自治体もあると思料されるが、この場合であっても、平成 31 年度国庫補助協議においては当初協議額に計上していただいて差し支えない。

なお、本年 3 月に実施する全国会議において、当該事業に関するより詳細な情報を提供できるよう準備を進めているので、申し添える。

(2) 頻回受診の適正化について

今年度、頻回受診の指導対象となる者の範囲を「同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診しており、短期的・集中的な治療を行う者を除き、治療に

あたる医師や嘱託医が必要以上の受診と認められた者」とする通知の改正を行ったが、当該状況に係る把握月の考え方等について疑義照会が寄せられていたため、それを踏まえて取扱いを整理する事務連絡を発出する予定であるので、各地方自治体においてはご参照願いたい。

頻回受診に係る適正受診指導については、従来から実施していたものであるが、更なる対策として、平成30年度においては、一定回数以上の頻回受診者については、医療機関受診の際に福祉事務所の職員が付き添うなどの指導強化を行うモデル事業を実施していたところである。当該事業は、前述の通り、健康管理支援事業に係る「試行事業・準備事業」として引き続き実施することが可能であるので、ご承知おき願いたい。また、かかりつけの医師と協議の上、患者指導を行う医師の人件費を助成する事業の予算も、都市部を念頭として引き続き計上しているため、ご承知おき願いたい。

なお、頻回受診者に対する窓口負担については、頻回受診対策に向けた更なる取組の必要性、最低生活保障との両立の観点なども踏まえつつ、いわゆる償還払いの試行も含めた方策のあり方について検討している。

(3) 薬局と連携した薬学的管理・指導の強化等について

被保護者が処方せんを持参する薬局をできる限り一カ所にし、本人の状況に応じて、薬局において薬学的管理・指導を実施するとともに、薬剤師が重複処方等について医師に情報提供を行う予算事業を平成29年度から実施しているが、平成31年度においても、指定医療機関・薬局の所在、交通機関等の地域ごとの事情にも配慮しつつ、引き続き実施したいと考えているのでご承知おき願いたい。

また、被保護者が、医療機関の受診及び調剤薬局の利用の際に、特定されたお薬手帳を持参することで、併用禁忌薬の処方防止や重複処方の確認を行うモデル事業を、「お薬手帳を活用した重複処方の適正化」として平成31年度予算案に計上している。本事業については、将来的な全国展開も視野に入れて推進したいと考えているので、平成31年度から多くの自治体に実施いただきたい。

(4) 後発医薬品の使用原則化について

医療扶助における後発医薬品の使用割合の目標として、2017年央までに75%、2018年度までに80%を掲げている。

生活保護制度では、着実にその使用割合は増加しているところであり、平成29年6月時点で、医療全体よりも使用割合が高くなっている。しかしながら、さらに取組を進めるためには、運用ではなく制度的対応として、後発医薬品の原則化が必要との要望が出されていた。

こうした状況を踏まえ、先般、生活保護法第34条3項を改正し、生活保護制度においては、医師又は歯科医師（以下、「医師等」という）が医学的知見に基づき使用を認めている場合に限り、後発医薬品の使用を原則化することとしたものであり、平成30年10月1日から施行されている。

なお、「生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用促進について」（平成30年9月28日付け社援保発0928第6号）に記載しているとおり、後発医薬品の使用割合が一定以下である都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村においては、引き続き後発医薬品使用促進計画を策定する必要があるので、留意されたい。

また、生活保護制度における本取扱いに係る相談が、後発医薬品に関する一般的な相談対応を所管する関連団体に寄せられてしまっているとの情報がある。指定医療機関又は指定薬局における説明を受けても、なお先発医薬品の使用を希望する患者に対しては、福祉事務所において制度について説明し、理解を求めるよう徹底されたい。

5 無料低額宿泊所等について

(1) 無料低額宿泊所等の見直しについて

無料低額宿泊所やいわゆる「無届け施設」の中には、居室やサービスに見合わない宿泊料やサービス利用料を生活保護費の中から徴収する、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設が存在すると指摘されている一方で、良質な生活支援を提供している施設について、その生活支援を制度上評価する仕組みがないことも課題として指摘されていたところである。

こうした課題を踏まえて、昨年6月に社会福祉法及び生活保護法を改正し、いわゆる「貧困ビジネス」への規制の強化を図るとともに、単独での居住が困難な生活保護受給者への日常生活上の支援を委託できる仕組みを創設したところである。

【社会福祉法の改正内容】

- ・住居の用に供するための施設を設置して第二種社会福祉事業を行う場合、その施設を「社会福祉住居施設」と定義し、
 - ① 社会福祉住居施設を経営しようとする場合の事前届出制の導入
 - ② 社会福祉住居施設に係る設備や運営等に関する事項について、法律に基づく最低基準の創設
 - ③ 社会福祉住居施設が②の最低基準を満たさない場合の改善命令の創設

【生活保護法の改正内容】

- ・無料低額宿泊所等であって、日常生活上の支援の実施について厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事等が認めたものを「日常生活支援住居施設」と位置づけ
- ・単独での居住が困難と認められる生活保護受給者の日常生活上の支援について、福祉事務所が当該住居施設に委託し、委託に要する費用を支弁できる仕組みを創設

これらの改正事項の施行日は2020年4月1日となっており、各都道府県・指定都市・中核市においては、今後、お示しする厚生労働省令を基にして、施行日までに社会福祉住居施設の基準を定める条例を制定する必要がある。

制度の詳細については、現在、「社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会」において意見を聴取しながら検討を進めているところであり、省令の内容等が固まり次第、情報提供を行う予定であるので、各自治体におかれても条例の制定に向けた準備等をお願いする。

(2) 生計困難者等の住まいにおける防火安全対策

生計困難者等の住まいにおける防火安全対策については、平成30年1月の札幌市の施設火災を受けて、消防庁・国土交通省と3省庁連名で通知（「生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について」（平成30年3月20日付け社援保発0320第1号・老高発0320第1号・消防予第86号・国住指第4678号））を発出し、福祉部局・福祉事務所・消防部局・建築部局の連携による防火安全対策の助言や、無料低額宿泊所、有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保等について依頼をしているので、引き続き、当該通知等に基づいた助言等の実施を図られたい。

更に、平成 31 年度より、社会福祉施設等整備費補助金において、無料低額宿泊所のうち日常生活の支援が必要な方が多く入居されている施設を対象として、スプリンクラーの設置など防火関係の設備費用について補助を行うこととしているので、防火安全対策を推進に向けて、これらの実施に努めていただきたい。

6 平成 31 年度生活保護基準について

(1) 平成 31 年度の生活扶助基準（第 1 類・第 2 類）について

生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に 5 年に 1 度検証を行うとともに、毎年度、国民の消費動向などの社会経済情勢を総合的に勘案して改定を行っている。

平成 31 年度の生活扶助基準の改定については、

- ① 平成 30 年 10 月から 3 回にわけて段階的に行う見直し（年齢、世帯人員、居住地域別にみたそれぞれの消費実態と基準額のばらつきを是正）の施行 2 年目分を実施するとともに、
- ② 2019 年 10 月に実施される消費税率の引上げの影響を含む国民の消費動向などの社会経済情勢を総合的に勘案し、軽減税率が適用されることも踏まえて +1.4%の改定

を 2019 年 10 月から行うこととしている。

(2) その他の扶助・加算について

その他の扶助・加算については、

- ① 児童養育加算及び母子加算における平成 30 年 10 月から 3 回にわけて段階的に行う見直しの施行 2 年目分を実施するとともに、
- ② 消費税率の引上げの影響を含む国民の消費動向などの社会経済情勢を総合的に勘案し、+1.9%の改定（住宅扶助の基準額（家賃等）などの消費税非課税に相当する扶助は除く）

を 2019 年 10 月から行うこととしている。

また、生業扶助（就職支度費）、葬祭扶助等については、扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

ただし、他制度と連動して改定を行う加算等（重度障害者加算や医療特別手当に係る収入認定除外等）については、従前のおり他制度と連動した改定を行うこととしているので、ご了承ください。

（3）生活保護基準の見直しに伴う他制度への影響

平成30年10月から3回にわたって段階的に行う生活保護基準の見直しに伴う他制度への影響については、平成30年1月19日の閣僚懇談会において、政府の対応方針として、

- ① 国の制度については、生活保護と同様の給付を行っているような制度を除き、生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないように対応することを基本的な考え方とすること
- ② このほか、個人住民税の非課税限度額等については、平成30年度の影響はなく、平成31年度以降の税制改正の議論を踏まえて対応を検討すること
- ③ さらに、地方自治体で独自に実施している事業については、地方自治体に対して国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼すること

について確認したところである。

それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分に考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないようにするなど、各府省、地方自治体と協力しながら今後、対応していくこととしている。

また、上記の対応方針を踏まえた事務連絡を平成30年6月19日付けで、厚生労働省から各自治体宛に周知するとともに、広範かつ確実に周知がなされるよう、関係各省庁に対しても、各自治体の関係部局に内容を周知するよう依頼を行ったところであり、生活保護担当部局においても関係部局と連携の上、自治体内部での幅広い周知をお願いしたい。

さらに、従前より、保護の廃止の際の要否判定においては、実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要及び以後特別な事由が生じない限

り保護を必要としない生活が維持できるか否かを判断することとしていることから、廃止後に生じうる各種税・保険料、医療費の一部負担なども考慮した上で判定することとしている。

このため、国民健康保険や後期高齢者医療制度に限らず、介護保険、自立支援医療等をも含む、保険料・自己負担金等（軽減後）を負担してもなお、今後の生活を維持できるか十分配慮した上で、生活保護の停廃止を行うことに改めて留意願いたい。

7 その他制度の適正な運用について

(1) 面接時の適切な対応について

福祉事務所に生活の相談で来所した方への対応については、保護の実施要領等により示しており、また、平成26年7月に施行された前回の改正生活保護法において申請時の手続等を法律に規定したところである。これまでも周知してきているとおり、保護の申請時において必ずしも申請書の記載事項のすべてが記入されている必要はなく、添付書類の提出を含めて、保護決定前に記入・提出がなされることで差し支えないこと、事情がある方には口頭申請が認められていることについては、従前からの運用を変更するものではない。

面接時の適切な対応としては、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言とともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続の助言を行う必要がある。このため、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願いたい。

そのほか、相談段階における扶養義務者の状況の確認について、扶養義務者と相談してからでないと申請を受け付けない、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行うといったことがないよう徹底されたい。

さらに、従前から「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）において、生活保護法第23条第1項に基づ

く生活保護法施行事務監査の実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、福祉事務所が要保護者に対して①保護申請の意思を確認しているか、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしている。

上記趣旨を踏まえ、面接相談時における適切な窓口対応が行われるよう、引き続き福祉事務所に対し必要な指導を行っていただきたい。

なお、生活保護制度を案内する各地方自治体のホームページやしおりについても、内容に不適切な表現がないかなどを点検いただくよう引き続きお願いする。

(2) 学習支援費の実費支給について

教育扶助及び生業扶助として支給している学習支援費については、平成30年10月1日から、支給対象をクラブ活動費に特化した上で、これまでの月額による定額支給から実際にかかった費用に応じた実費支給にしたところである。支給対象となるクラブ活動については、学校で実施するクラブ活動に限定されるものではなく、地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動や、ボランティアの一環として行われる活動も含めることとしている。

また、生活保護の実施機関における学習支援費の支給事務に当たっては、クラブ活動に必要な物品等を生活保護世帯が先に購入して領収書等の提出を受けた後に支給する事後給付の方法のみならず、学校等から提供されるパンフレットやクラブ活動の案内等により必要な費用が事前に確認できる場合は、物品等の購入前に必要額を支給する事前給付の方法も可能としている。

特に学習支援費の需要は、入学や進学の時期である4月に発生すると考えられることから、クラブ活動費用の事前給付の手続きを簡便かつ円滑に行うために、リーフレット例などを参考に、生活保護世帯に対して、保護費の変更決定通知書の送付、窓口への来所及び家庭訪問などの機会を活用し、改めて学習支援費の支給方法について周知いただきたい。また、日頃のケースワークにおいては、クラブ活動への参加状況の把握に努めるとともに、必要な費用が生じる場合はできる限り事前に福祉事務所に相談するよう助言指導を行うなど、学習支援費の申請が漏れなく行われるよう配慮されたい。

(3) 一時扶助における家具什器費の見直しについて

生活保護制度では、日常生活に必要な生活用品については、保護費のやり繰りによって計画的に購入していただくこととしているが、①保護開始時に持ち合わせがない場合、②災害により喪失し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）等他制度からの措置がない場合、③犯罪等により被害を受け、生命身体の安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合などの特別な事情がある場合に限り、一時扶助として家具什器費の支給を認めているところである。

近年、熱中症における健康被害があることを踏まえ、平成 30 年 7 月 1 日からこの家具什器費に冷房器具を加えたところであるが、実施機関の担当者がこの取扱いを承知していない旨の指摘があった。

このため、管内の実施機関に対して改めて改正内容の周知徹底をお願いするとともに、各実施機関においては、各担当者に改正内容が伝わるよう配慮いただきたい。

なお、特別な事情がない生活保護世帯においては、従来どおり毎月の保護費のやり繰りの中で冷房器具等の購入費用を賄うこととなるが、日頃のケースワークにおいて、冷房器具や暖房器具等の購入の意向を確認し、必要に応じて、購入に向けた家計管理の助言指導を行うとともに、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用を紹介し貸付により購入できるようにするなど、真に必要な者が冷房器具や暖房器具等を購入できるよう配慮願いたい。

(4) 高校生のアルバイト収入の申告漏れについて

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会や生活保護制度に関する国と地方の実務者協議において、高校生のアルバイト収入の申告漏れに関しては、本人が収入申告義務をよく理解していない場合や、本人に悪気がない場合があり、子どもの自立への意欲を削がないような対応に見直すべきとの意見があった。

これを踏まえ、平成 30 年 4 月から、不正受給の意思の確認にあたっては世帯主及び世帯員の病状や家庭環境等を考慮することとし、収入申告義務の理解が極めて困難であり、適正に収入申告が行われなかったことがやむを得ない場合には、不正受給ではない生活保護法第 63 条に基づく費用返還として取り扱うことができることとしているので、ご了知願いたい。

(5) 年金生活者支援給付金の支給について

年金生活者支援給付金制度が、2019年10月に施行され、2019年12月から支給が開始される予定である。この給付金は、公的年金等の所得の額が一定基準以下等の高齢者や障害者等の方に支給されるものであり、年金を受給している生活保護受給者のほとんどが対象になるものと考えられる。この給付金の受給に当たっては、日本年金機構への請求手続きが必要になることから、平成29年の年金受給資格期間の短縮等への対応と同様に、生活保護受給者の利用し得る資産の活用の観点から、福祉事務所における対応について追って示す予定であるのでご留意いただきたい。

8 生活保護業務関係システムの改修について

(1) マイナンバーによる進学準備給付金の情報連携に伴うシステム改修について

マイナンバーによる進学準備給付金の情報連携については、2020年6月からの稼働を予定しており、進学準備給付金の情報（支給年月及び支給額）をマイナンバー情報連携の対象として追加することとしている。

これに伴い、各自治体の生活保護基幹事務システム（生活保護事務処理システム）について、進学準備給付金の副本情報を中間サーバーに搭載可能とするための改修を行う場合においては、その改修に要する費用を生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の補助対象（補助率：2/3）とする予定であるので、ご了知いただくとともに、必要に応じ、予算措置に向けた事前調整等所要の準備をお願いする（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る事務手続等については、追ってお示しする）。

なお、進学準備給付金に係る特定個人情報データ標準レイアウトについては、今後、デジタルPMO（国・地方自治体・各データ保有機関の連携を図るため、番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール）に掲載する予定（2019年6月予定）であるので、併せてご承知おき願いたい。

(2) その他のシステム改修について

その他、生活保護制度の効率的かつ適正な実施を推進する観点から、生命保険会社に対する被保護世帯の資産調査を効率的に実施するための統一様式を出力するため

に行う生活保護基幹事務システム（生活保護事務処理システム）の改修に要する費用を生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の補助対象（補助率：1／2）とする予定であるのでご了知願いたい（稼働開始時期は2020年4月の予定）。

また、被保護世帯の状況を的確に把握する観点から、被保護者調査について、調査項目の追加（保護の廃止理由等）を検討しているところであり（2020年調査から追加予定）、これに伴うシステム改修に要する費用についても同様に補助対象（補助率：1／2）とする予定である。

なお、これらのシステム改修の詳細については、追ってお示しする予定であるので、ご承知おき願いたい。

9 生活保護法施行事務監査等について

(1) 生活保護法施行事務監査の適切な実施について

本年度の監査結果を見ると、一部の都道府県・指定都市本庁（以下「本庁」という。）において、本年度、国が監査を実施した実施機関において明らかになった課題について、過年度の本庁の監査等において適切な指導が行われていないため、不適切な状況が継続している状況や、監査について、個別ケースの取扱いの適否を課題として指摘するに止まり、実施機関における組織的運営管理の状況や査察指導の状況等、その課題や問題点が生じている要因にかかる検証を十分に行い、具体的な改善方策を示すといった実効性ある指導が不十分となっている状況も認められている。

これらについては、本庁に対し従前から改善を求めてきたものであり、多くの本庁においては改善に向けた取組がなされ、効果的な指導が行われている状況も認められているところであるが、管内実施機関において生活保護業務が適正に運営されるためには、本庁職員が監査の意義を十分に認識した上で、個々の実施機関の課題の解消に向けた効果的な指導を継続して行うことが重要であるので、適切な監査の実施に向けた体制の維持及び充実強化への特段の配慮をお願いする。

(2) 平成 31 年度における監査の実施について

ア 監査方針等について

本年度の国の監査において、適切な援助方針の策定や的確な訪問調査活動の実施をはじめとして、生活保護制度を適正に運営するための基本的事項に多くの課題が認められている。また、各実施機関における査察指導機能や組織的運営管理が不十分であることが、当該課題の要因となっている状況も認められている。

本年度においても、職員による生活保護費の領得や事務懈怠等の不祥事案が発生しているが、組織的な事務処理等の手順や仕組み、職階毎の役割等が明確でないことから担当者任せになっており、組織としてのチェック機能や牽制機能が働いていないなど、経理事務の事務処理に課題がある実施機関が認められているところである。

また、生活保護費の支給事務における窓口払いの縮減については、各本庁による指導が徹底されたことにより、多くの実施機関において縮減傾向にあるが、一部の

実施機関においては縮減が不十分である状況や、窓口払いとする理由に妥当性が無い状況も依然として認められる。

これら監査結果の評価・集計分析等を踏まえ、平成 31 年度の国の監査における重点事項等を策定することとしているので、了知願いたい。

イ 監査の実施方法について

平成 31 年度においても、全ての都道府県及び指定都市に対して監査を実施することとしているが、監査における実施機関の選定については、管内において課題の多い実施機関や基幹的位置付けにある実施機関等を中心に実施することを想定しており、対象実施機関の選定に当たっては、追って、本庁と調整の上決定することとしているので、了知願いたい。

ウ 生活保護指導職員会議の開催について

平成 31 年度における監査方針、過去の監査における課題や問題点及び改善方策等について、認識を一にすることを目的として、下記により会議を開催する予定であるので、監査担当職員等の派遣について格段の配慮をお願いする。

なお、本会議日程の前後において、平成 30 年度の国の監査結果等を踏まえ、一部の本庁に対し、平成 30 年度監査にかかる是正改善状況の確認及び当該本庁の平成 31 年度監査方針等について、打合せを実施する予定であるので、併せて配慮をお願いする。

○ 生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議

開催時期：平成 31 年 4 月下旬 場所：東京都内

(3) 不正受給の未然防止等の取組について

不正受給対策については、各実施機関における課税調査や年金調査による各種収入の把握など保護の決定実施に係る業務の適正な取組の徹底に加え、平成 25 年の法改正（平成 26 年 7 月 1 日施行）において、福祉事務所の調査権限の拡大や徴収金の徴収にかかる保護費との調整などの強化を行ったことにより、着実な取組が図られてきた結果、平成 29 年度の不正受給件数・金額は、39,960 件・約 155 億円となり、前年度と比

べて減少している。(別紙参照)

引き続き、不正受給の未然防止及び適切な徴収金の徴収等について、更なる指導の徹底をお願いします。

(4) 生活保護指導職員の定員について

生活保護指導監査委託費の補助対象となる生活保護指導職員の定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日閣議決定)を踏まえ、計画的な見直し(平成27年度～31年度/32人の削減)を行う予定である。

平成31年度においては、全国で6人の削減を予定しているので、格段のご理解とご協力をお願いします。

(5) 査察指導機能の充実強化を目的とした研修会等の開催について

監査の結果、査察指導機能の充実強化について課題のある実施機関が多く認められており、また、実施機関において査察指導を担う職員の中には生活保護業務の経験がない職員もいることから、研修等の充実に努めることが必要である。

平成31年度においても、査察指導機能の充実強化に資することを目的として、各実施機関の査察指導員等を対象として、研修会等の開催を予定しているので、関係職員の派遣について格段の配慮をお願いします。

なお、本庁においても、国の実施する研修資料等を活用するなど、研修等の充実に努められたい。

ア 新任生活保護査察指導員等基礎研修会

対象者：現業事務経験のない査察指導員等

開催時期：平成31年5月中旬

場 所：東京都内

イ 全国生活保護査察指導に関する研究協議会

対象者：一定の経験を有する査察指導員等

開催時期：平成31年8月下旬

場 所：東京都内

不正受給の状況

1. 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当たり の 金 額	告 発 等	保 護 の 停 廃 止 等
	件	千円	千円	件	件
25	43,230	18,690,333	432	151	11,080
26	43,021	17,479,030	406	152	10,512
27	43,938	16,994,082	387	212	10,587
28	44,466	16,766,619	377	220	10,509
29	39,960	15,530,019	389	140	9,619

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

2. 不正内容の年度別推移

内 訳	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
	件	%	件	%	件	%
稼働収入の無申告	20,245	46.1%	20,800	46.8%	18,741	46.9%
稼働収入の過小申告	5,637	12.8%	5,632	12.7%	5,112	12.8%
各種年金等の無申告	8,343	19.0%	7,632	17.2%	6,742	16.9%
保険金等の無申告	1,466	3.3%	1,275	2.9%	1,099	2.8%
預貯金等の無申告	572	1.3%	456	1.0%	436	1.1%
交通事故に係る収入の無申告	641	1.5%	619	1.4%	574	1.4%
その他	7,034	16.0%	8,052	18.1%	7,256	18.2%
計	43,938	100.0%	44,466	100.0%	39,960	100.0%

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

3. 不正受給発見の契機の状況(平成29年度)

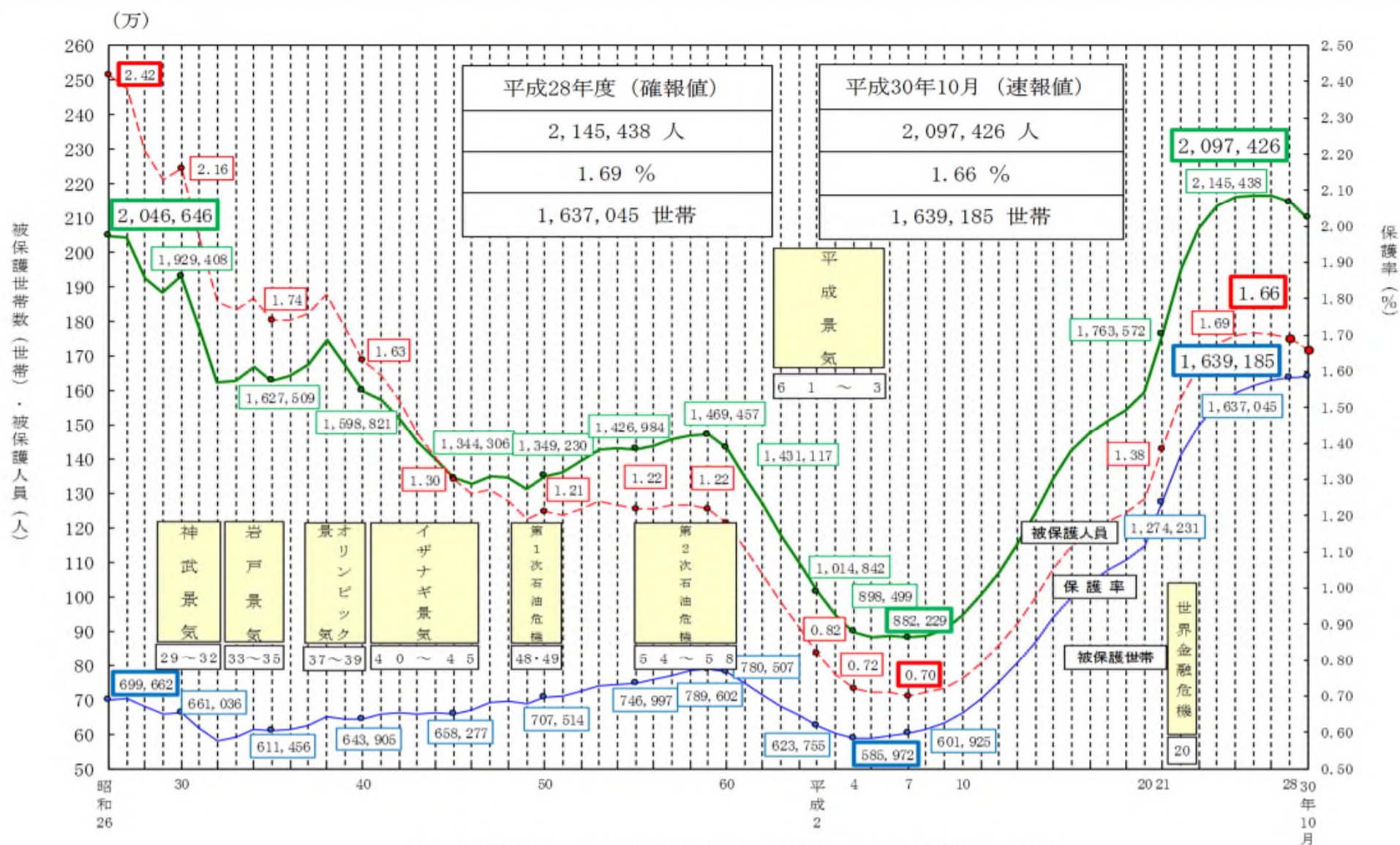
発 見 の 契 機			
照会・調査	通報・投書	その他	計
(90.1%)	(4.2%)	(5.7%)	(100.0%)
36,013	1,684	2,263	39,960

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

○生活保護受給者数は約210万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。

○生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯が増加している一方、高齢者世帯以外の世帯は減少傾向が続いている。

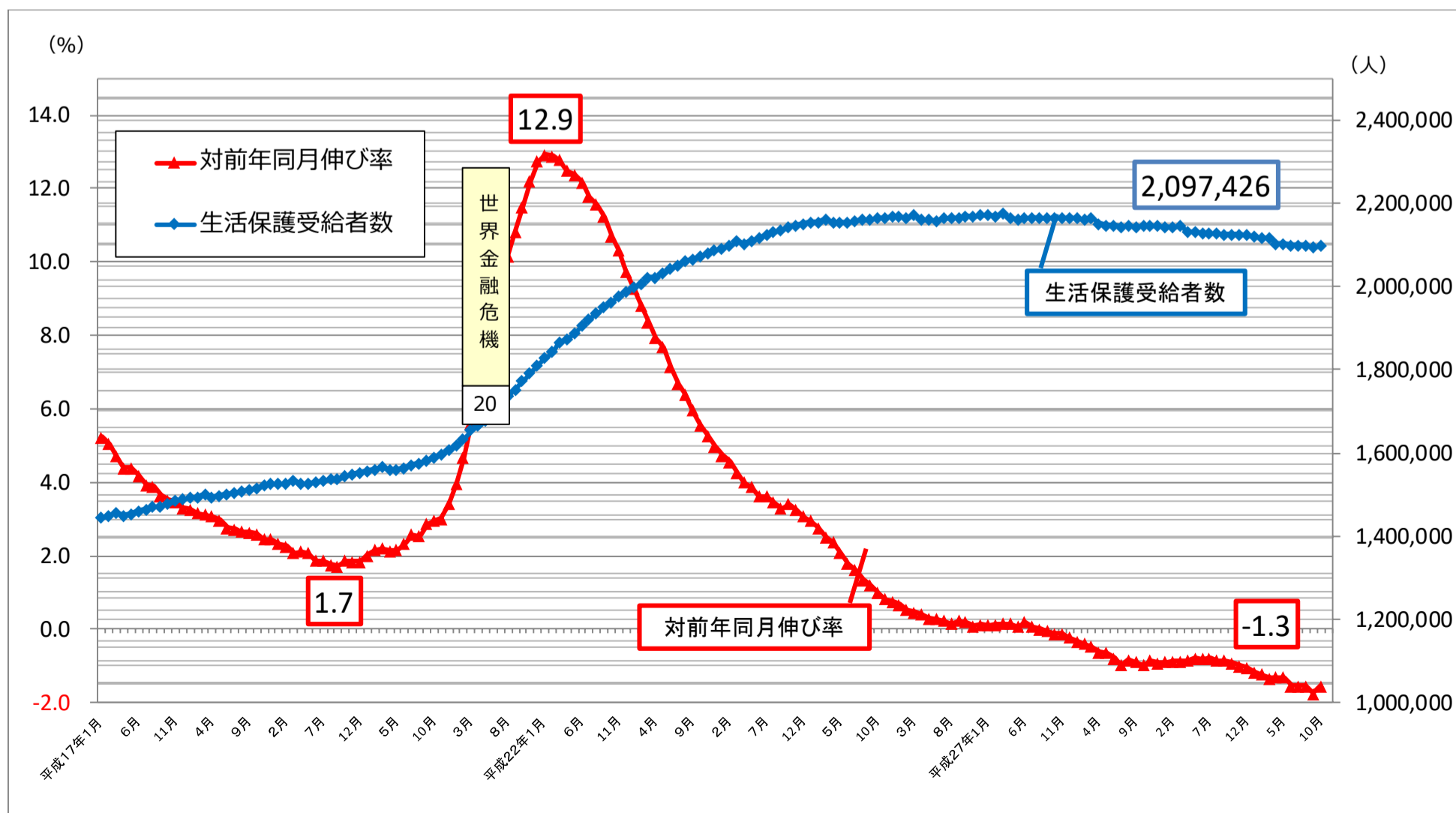


生活保護受給者数の推移

○生活保護受給者数は平成30年10月現在で209万7,426人となっている。

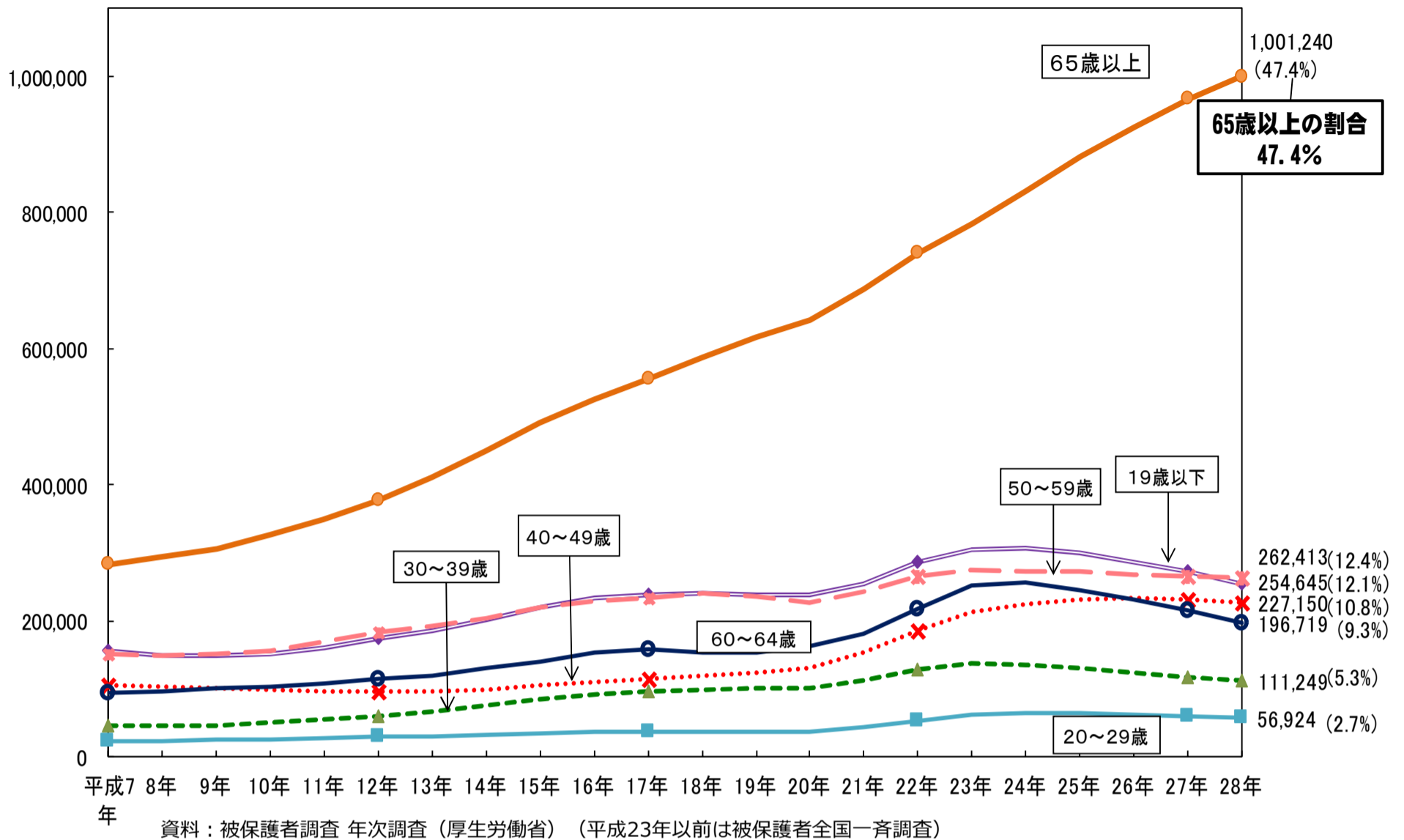
世界金融危機以降急増したが、季節要因による増減はあるものの、近年、減少傾向で推移している。

○平成30年10月の対前年同月伸び率は▲1.3%となり、平成22年1月の12.9%をピークに低下傾向が継続しており、過去10年間でも低い水準となっている。



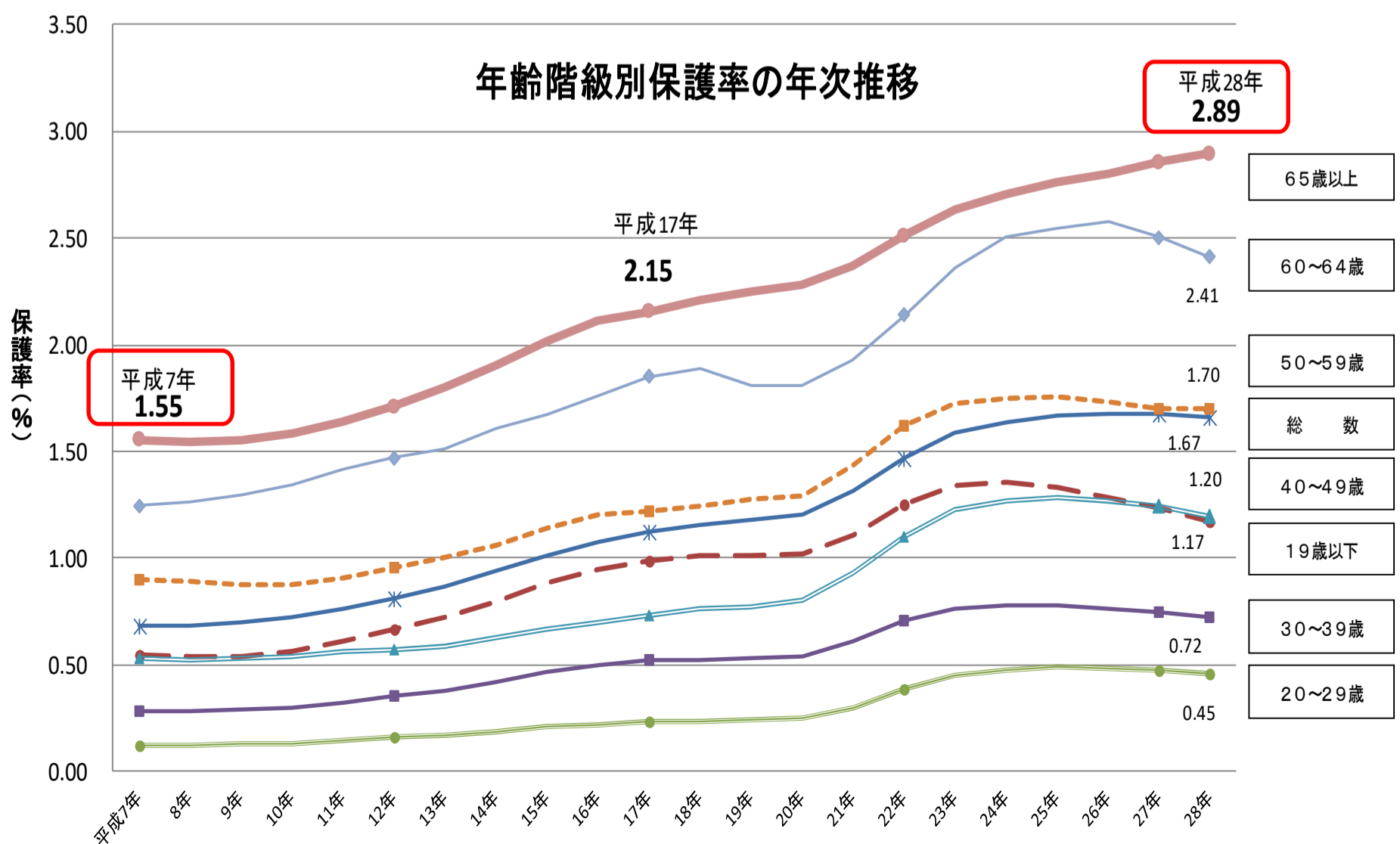
年齢階級別被保護人員の年次推移

- 年齢別の被保護人員としては、65歳以上の高齢者の伸びが大きい。
- 被保護人員のうち、**全体の47.4%は65歳以上の者**。



年齢階級別 保護率の年次推移

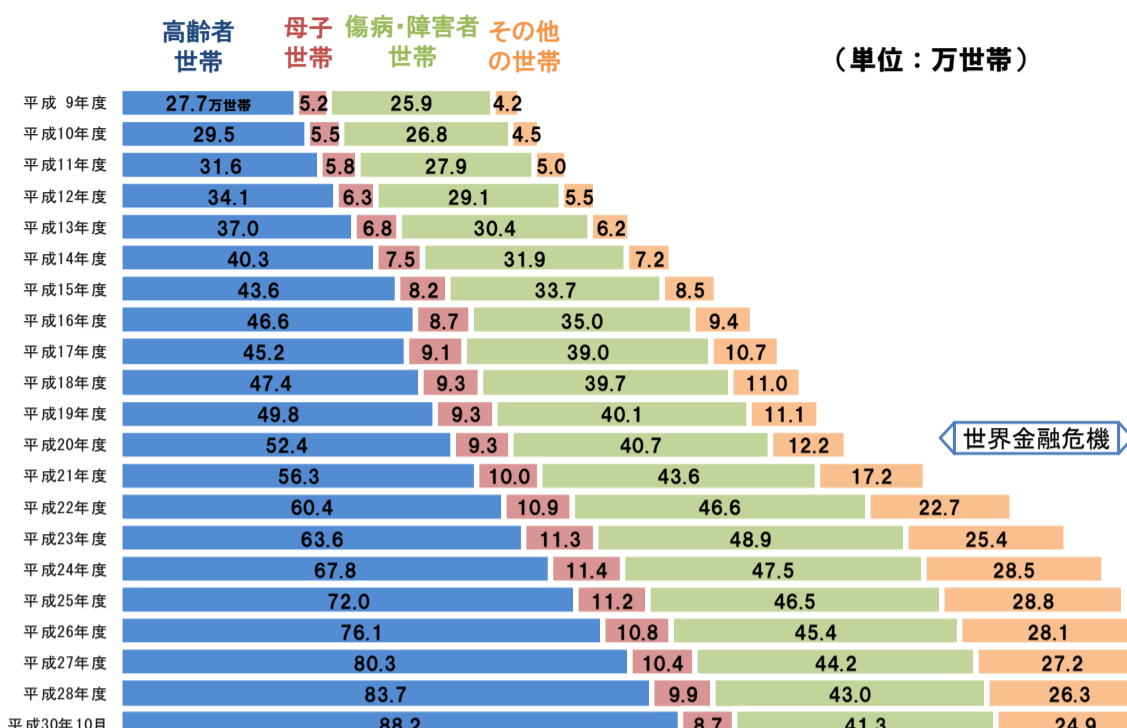
- 年齢階級別の保護率の推移をみると、近年は65歳以上で上昇傾向が続く一方、それ以外の年齢階級では横ばい若しくは低下傾向となっている。



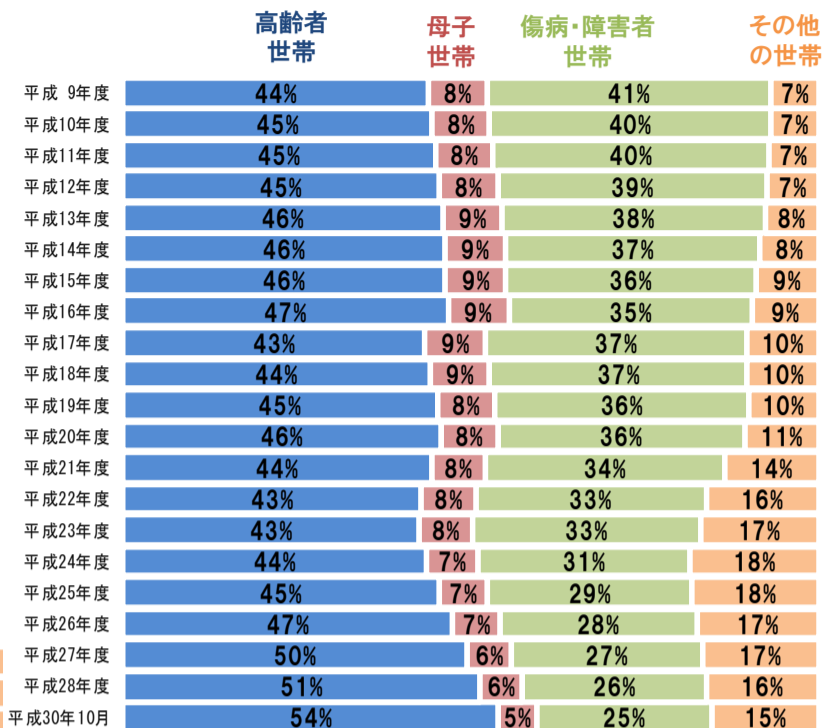
世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きく上昇した。近年、景気回復等の影響により「高齢者世帯」以外の世帯は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



■ 世帯類型別の構成割合の推移



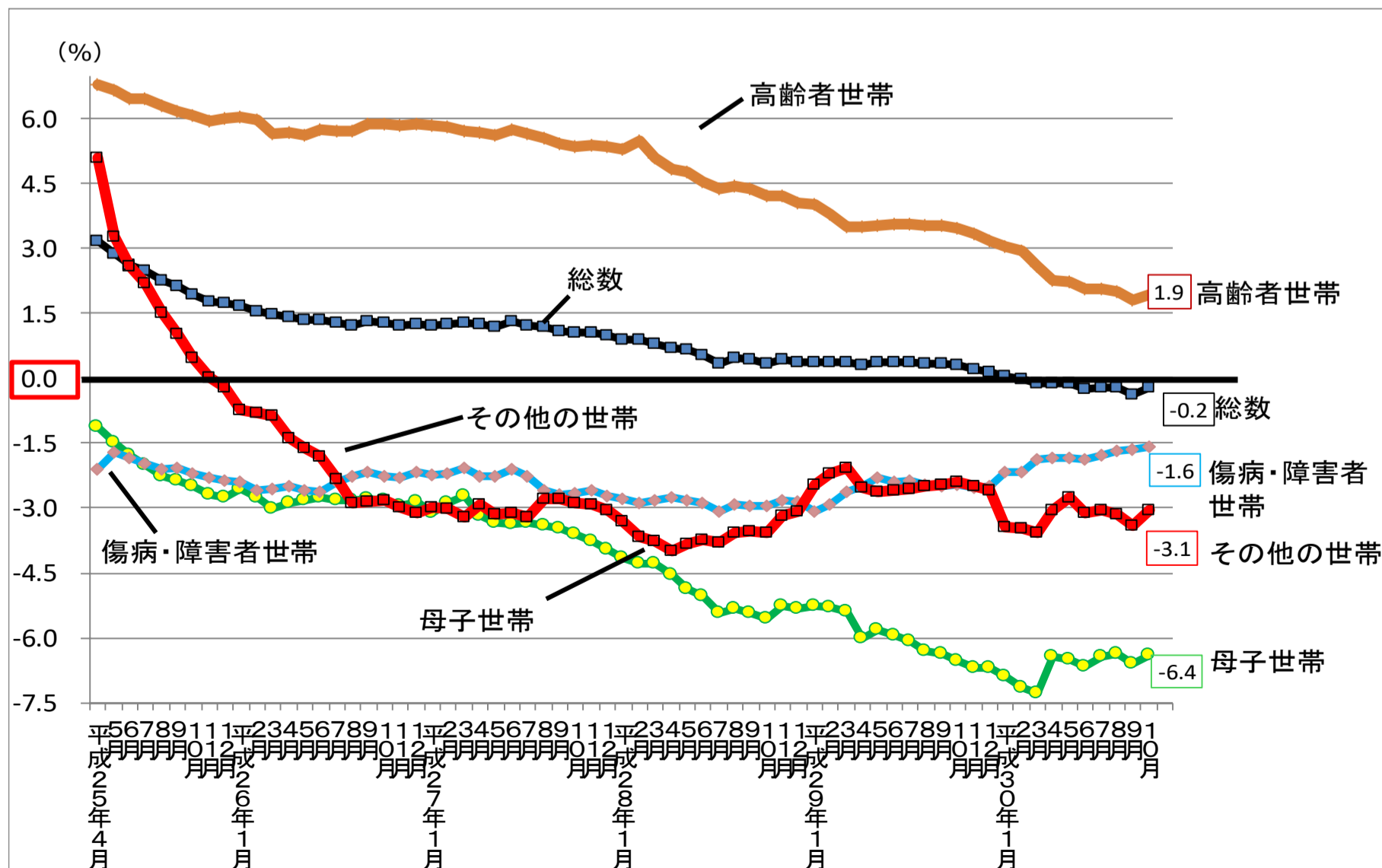
※ 高齢者世帯の90.7%が単身世帯（平成28年度）。
 注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。
 資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成23年度以前は福祉行政報告例）

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移

○世帯類型別の対前年同月伸び率をみると、「高齢者世帯」はプラスとなっているが、その伸び率は鈍化傾向にある一方、「高齢者世帯」以外の世帯はマイナスとなっている。



資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成29年4月以降は速報値）

生活困窮者等の自立を促進するための 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）
※平成31年11月支払いより適用

高等教育の無償化について（実施時期：2020年4月1日 / 次期通常国会に法案を提出）

文部科学省
作成資料

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 （（2020年度の在学学生（既入学者も含む。）から対象）
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用。
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行。

所要額（試算） 約7,600億円
 （国：約7,100億円 地方：約500億円）
※支援対象となる低所得世帯の生徒の高等教育進学率が全世帯平均（約80%）まで上昇した場合の試算。

当面のスケジュール
 2019年 年明け 通常国会に法案提出
 夏 対象大学等の公表
 2020年 4月 学生への支給開始

授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出。

（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

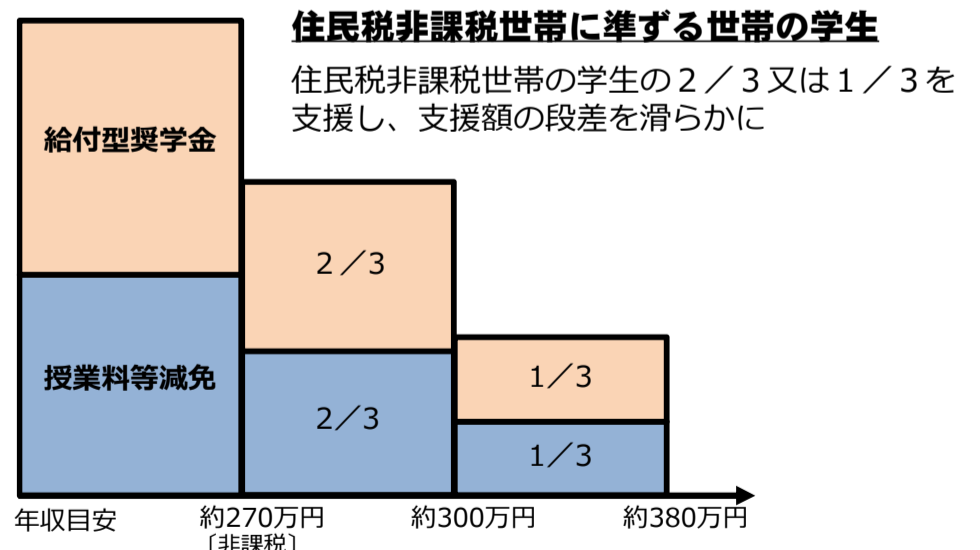
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給。
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置。

（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生	約35万円
	自宅外生	約80万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生	約46万円
	自宅外生	約91万円



（年収は、両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安であるが、実際には多様な形態の家族があり、基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる。）

支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学習意欲を確認
- 大学等への進学後の学習状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

	取組事項/措置内容	実施年度			KPI	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	④⑩ 就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む	生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。 〈厚生労働省〉				○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2021年度までに50%】 ○「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）【2021年度までに45%】
	④⑪ 生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化	頻回受診等に係る適正受診指導の徹底、生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等により、医療扶助の適正化を推進。頻回受診者に対する窓口負担について、頻回受診対策に向けた更なる取組の必要性、最低生活保障との両立の観点なども踏まえつつ、いわゆる償還払いの試行も含めた方策の在り方について検討する。 生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等に向けた必要な措置を講ずる。 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進【再掲】 級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的な見直しを行う。 〈厚生労働省〉			○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率【2021年度までに65%】 ○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率の自治体ごとの状況【見える化】 ○医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【毎年度100%】 ○頻回受診対策を実施する自治体【毎年度100%】	○就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】 ○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合の自治体ごとの状況【見える化】 ○「その他の世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】 ○生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【毎年度80%】 ○頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2021年度において2017年度比2割以上の改善】
	④⑫ 平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し	生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進【再掲】 級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的な見直しを行う。【再掲】 〈厚生労働省〉				○生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】 ○後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】

生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会

趣旨

生活保護受給者に対する就労支援事業については、平成28年度において、事業対象者33.8万人のうち、12.3万人が当該事業に参加し、5.2万人が同事業を通じて就労・増収を実現する等、一定の成果をあげている。他方、全国平均値として就労支援事業への参加率は36.4%、就労・増収率は42.4%であり、自治体での対象者の選定基準や選定方法、就労支援の取組状況にもばらつきがある。

こうした状況を踏まえ、各事業対象者の類型化や、就労状況等に応じた効果的な支援の在り方をテーマに、関係者の参画を得て研究会を開催する。

1. 研究会の開催実績と議題

- <平成30年3月16日 第1回>
 - ・現状説明、論点案について
- <平成30年6月15日 第2回>
 - ・効果的な就労支援や評価の在り方
- <平成30年8月29日 第3回>
 - ・効果的な就労支援や評価の在り方②
 - ・対象とすべき者の範囲の明確化、指導指示
- <平成30年10月19日 第4回>
 - ・関係者からのヒアリング
- <平成30年11月30日 第5回>
 - ・課題の整理、対策の方向性

2. 今後のスケジュール

- 年度内に報告書を作成した上で、今後の通知改正等に活用。

研究会参加者(五十音順・敬称略)

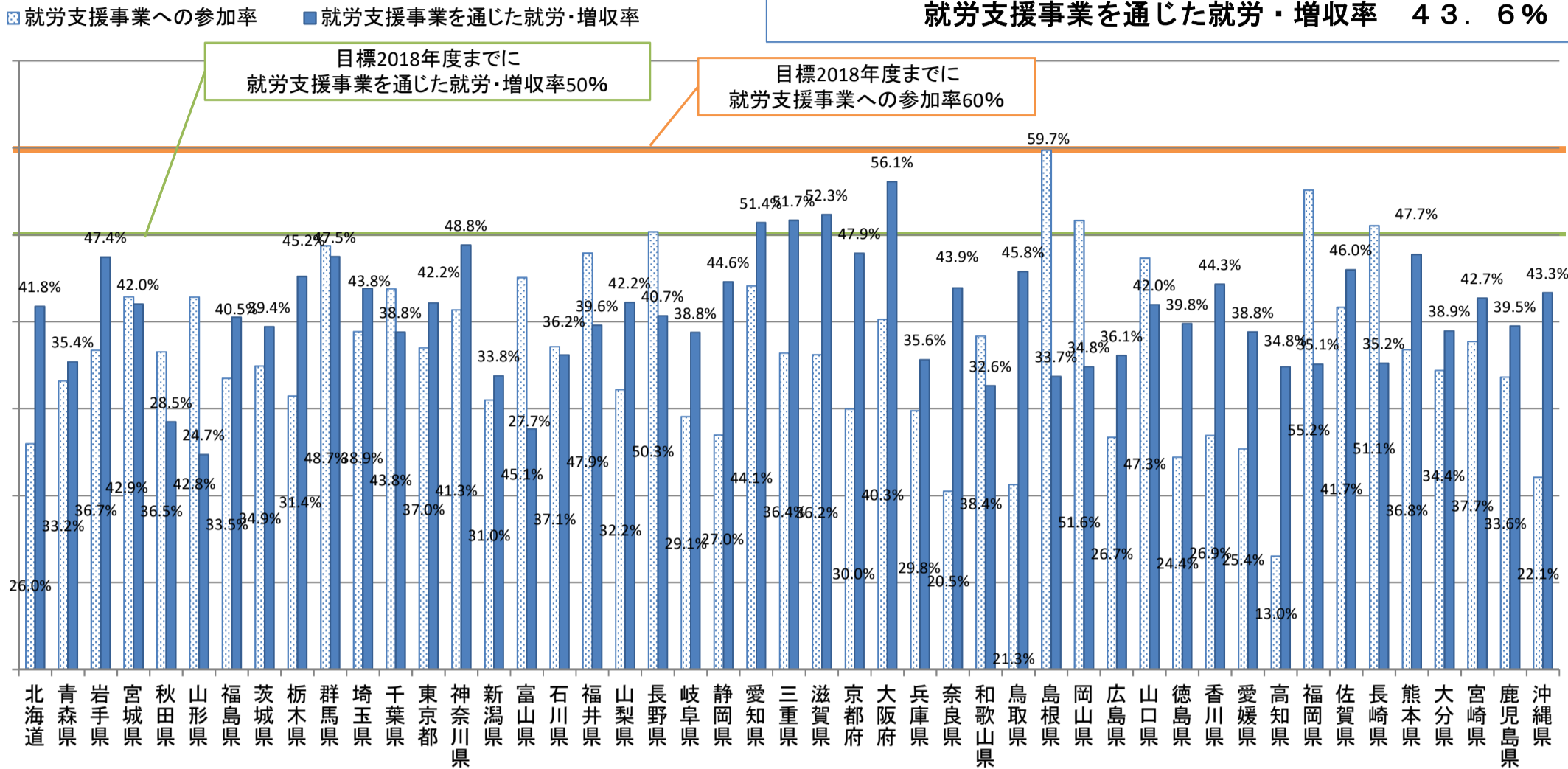
氏名	現職
池谷 秀登	帝京平成大学現代ライフ学部人間文化学科教授
沖 幹雄	島根県邑南町 福祉課長
川瀬 晴美	横浜市南区福祉保健センター生活支援課就労支援専門員
○菊池 馨実	早稲田大学大学院法学研究科長
坂田 弘之	高知市健康福祉部福祉管理課長
下手 忠	広島市健康福祉局地域福祉課保護担当課長
新保 美香	明治学院大学社会学部社会福祉学科教授
田嶋 康利	日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会専務理事
野邊 聡	北海道保健福祉部 福祉局地域福祉課主幹

※座長:○

就労支援事業の実施状況の地域差

- 就労支援事業への参加率を都道府県別にみると、最も高い県と低い県との間には、約47%の差がある。
- 就労支援事業を通じた就労・増収率を都道府県別に見ると、最も高い県低い県との間には、約32%の差がある。

全国平均： 就労支援事業への参加率 36.4%
就労支援事業を通じた就労・増収率 43.6%



※平成29年度実績(平成30年12月20日時点速報値)

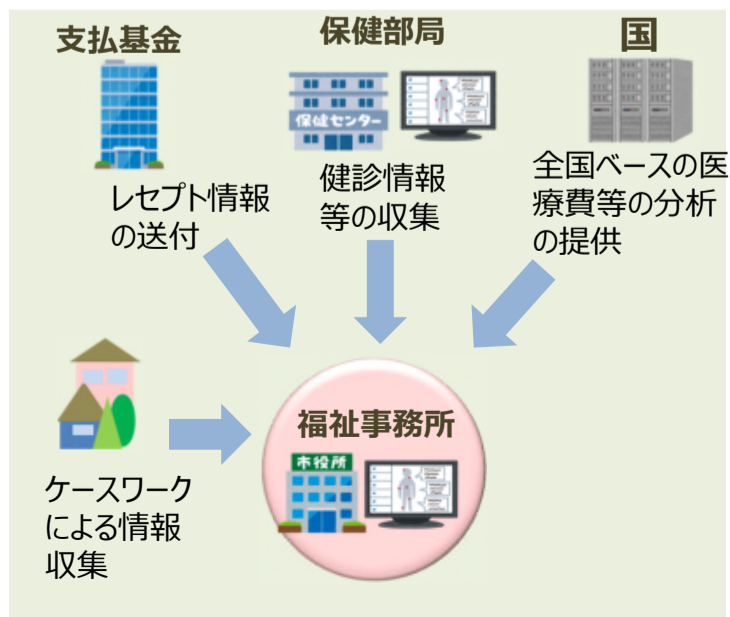
生活保護受給者の健康管理支援の推進 ～被保護者健康管理支援事業の実施～

- 生活保護制度は、被保護者の最低生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的としている。自立の助長については、経済的自立だけでなく、日常生活自立や、社会生活自立といった側面からも、支援を講じていくことが必要。
- 一方で、多くの被保護者は、医療保険者が実施する保健事業の対象とはなっていないが、多くの健康上の課題を抱えていると考えられ、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行うことが必要。このため、医療保険におけるデータヘルスを参考に、福祉事務所がデータに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進する。
- 「被保護者健康管理支援事業」を2021年1月から実施することとしており、施行に向け、試行事業の実施やシステム基盤整備などの準備を進めていく。

被保護者健康管理支援事業の流れ

① 現状・健康課題の把握

- 自治体毎に現状（健康・医療等情報、社会資源等）を調査・分析し、地域の被保護者の健康課題を把握（地域分析を実施）



② 事業企画

- 地域分析に基づき、自治体毎に事業方針を策定。以下の取組例のオに加え、ア～エから選択

- ア 健診受診勧奨
- イ 医療機関受診勧奨
- ウ 生活習慣病等に関する保健指導・生活支援
- エ 主治医と連携した保健指導・生活支援（重症化予防）
- オ 頻回受診指導

※ 試行事業用の手引き（平成30年10月）より。このほか、自治体の試行事業の状況等を踏まえ、手引き改定時に必要な事業方針の追加を検討

③ 事業実施

- 事業方針に沿い、リスクに応じた階層化を行い集団または個人への介入を実施

※ 医学的な介入のみではなく社会参加等の側面に留意した取組を実施

④ 事業評価

- 設定した評価指標に沿い、ストラクチャー、プロセス、アウトプット、アウトカム評価を実施

健康の保持増進により、被保護者の自立を助長

現状（福祉事務所による被保護者の健診受診状況の把握やそれに基づく支援の現状）

- 被保護者の健診受診率は低い。
 - ・ 健康増進法に基づく健康診査の結果（主に被保護者の健診受診率） 8.4%
 - 福祉事務所による被保護者の健診受診状況の把握やそれに基づく支援の実施は十分ではない。
 - ・ 健診結果を入手していると回答した福祉事務所：17%
 - ・ 健診結果を利用した健康管理支援を実施していると回答した福祉事務所：11%
- （平成27年度に実施した福祉事務所に対する調査より）

試行事業において想定される保健部局との連携内容例

- 事業の実施にあたっては、健康増進事業を担当している部局との連携体制を構築することが重要となる。
- 具体的に連携を必要とする内容の例は以下のとおり。
 - ・ 保健部局から生活保護部局への健診受診状況や結果の提供
 - ・ 健診未受診者への健診受診勧奨を共同して実施
 - ・ 健診の結果、保健指導や精査が必要とされたにもかかわらず未受診の者に対する受診勧奨を共同して実施
 - ・ 保健指導や健康関連の教育が必要とされた者を、健康増進事業により、適切な支援につなげる
 - ・ 加えて、事業計画策定時よりの連携体制を構築（支援対象者の抽出基準等を共同して策定する等）

※ 保健部局以外の関連部局や関連機関等との連携体制の構築も併せてすすめる必要がある

被保護者健康管理支援事業の実施に向けた準備について

2021年1月の被保護者健康管理支援事業の実施に向け、想定される自治体及び国における準備は以下のとおり。

2018年度

- 生活保護受給者の健康管理マニュアルに関するWG開催
- 6月 改正生活保護法が成立
- 10月 「被保護者健康管理支援事業の手引き」策定
- 各自治体において試行事業を実施

2019年度

- 各自治体において試行事業・準備事業を実施
 - （主な事業）・レセプト管理システムの改修
 - ・データの収集・分析
 - ・同行支援員や非常勤保健師等の雇用による事業計画の策定や支援の実施
- 試行事業の実施状況を踏まえ、手引きの改定について議論を開始

2020年度

- 各自治体において試行事業・準備事業を実施
- 「被保護者健康管理支援事業の手引き」改定
- 国による周知や研修会等の開催
- 1月 被保護者健康管理支援事業 施行

健康管理支援事業関連の主な予算について（案）

2018年度予算

- レセプトを活用した医療扶助適正化事業（39.7億円の内数）【3/4】
（レセプト点検及び医療扶助適正化や健康管理に係るリスト作成、リスト作成後の支援、事業計画の策定）
- 生活習慣病の医療機関未受診者の支援と頻回受診者の適正受診指導の強化（5.8億円）【10/10】
（福祉事務所による同行指導の実施）
- 頻回受診指導を行う医師の委嘱促進（2.0億円）【3/4】
（かかりつけ医師と協議の上で適正受診指導を行う医師を追加して委嘱）
- 医療扶助の適正実施の更なる推進（22.0億円の内数）【3/4】
（PDCAサイクルを導入した上で実施）
・適正受診指導等の強化
（頻回受診の適正化、薬局等と連携した適正受診指導や服薬指導等）
・生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援
- 子どもとその養育者への生活・健康支援モデル事業（1.5億円）【10/10】

再編

2019年度予算案

試行・準備事業【10/10】

- レセプトを活用した医療扶助適正化事業（47.6億円の内数）のうち、健康管理支援事業の円滑な実施に向けたデータの収集など（9.1億円）
（生活習慣病の重症化予防対象者の抽出等）
（データの収集・分析やそれに係る委託）
- 健康管理支援事業の円滑な実施に向けた準備事業（28.4億円）**新**
・福祉事務所による同行指導の実施
・データに基づいた支援実施のための準備
（健康課題の分析・支援対象者の抽出や事業計画・個別支援計画の作成を行うため非常勤保健師、都道府県・指定都市本庁における指導的立場の保健師の雇用）
・頻回受診者に対する適正受診指導の強化
- レセプトを活用した医療扶助適正化事業（47.6億円の内数）【3/4】
（生活習慣病の重症化予防対象者の抽出等を実施しない場合）
- 頻回受診指導を行う医師の委嘱促進（2.0億円）【3/4】
- 医療扶助の適正実施の更なる推進（11.6億円の内数）【3/4】
（薬局等と連携した適正受診指導や服薬指導等）
- 子どもとその養育者への生活・健康支援モデル事業（1.5億円）【10/10】
- お薬手帳を活用した重複処方の適正化【10/10】**新**

2018年度補正予算（案）

- 健康管理支援事業の円滑な実施に向けたデータ収集のうち開発・導入にかかる経費（1.8億円）【10/10】

被保護者健康管理支援事業の円滑な実施に向けたデータの収集等

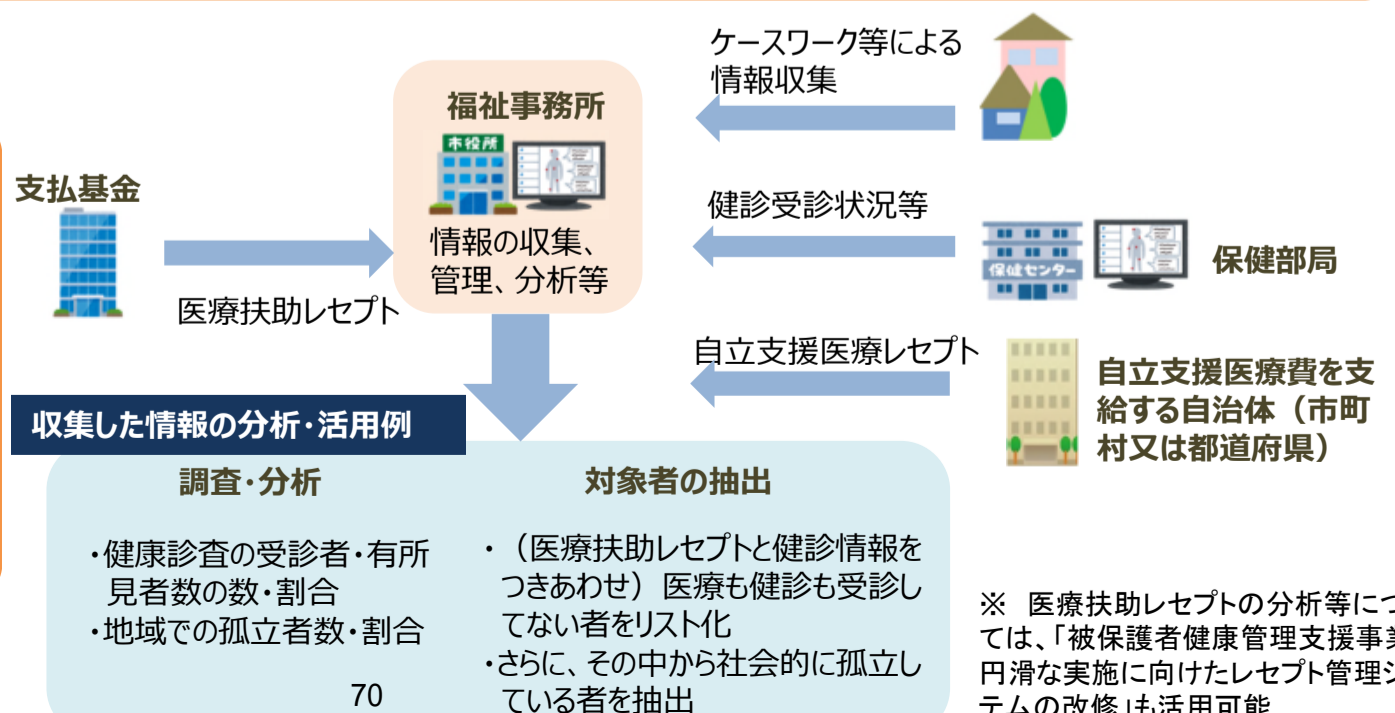
事業趣旨

【平成31年度予算（案）】905,000千円
実施主体：福祉事務所設置自治体
補助率：10/10

- 生活保護受給者に係る健康増進事業を開始するにあたっては、生活保護受給者の医療全体の状況を把握・分析し、地域における健康課題等の分析や、支援対象者の抽出を行う必要がある。
- 事業の円滑な実施に向け、医療扶助レセプトに加え、健康増進法に基づく健康診査のデータのほか、ケースワークや面談・アンケート等で収集したデータ、自立支援医療レセプトのデータ等も活用することが想定される。これらデータの収集、管理、分析を行うとともに、レセプト管理システムから取得した医療扶助レセプトデータとこれらデータを突合し、分析等を実施するための費用を支援する。
- なお、現状、健診データを活用する経験等が福祉事務所に少ないこと等の課題があるため、これらをフォローするために専門業者に委託する費用についても支援する。

事業内容

- 健康診査等のデータを、健康管理支援事業で活用できるようにするため、その収集、管理、分析等にかかる自治体経費【生活保護適正化等事業費のうち「レセプトを活用した医療扶助適正化事業」】



被保護者健康管理支援事業の円滑な実施に向けた準備事業

【平成31年度予算（案）】 2,842,000千円

実施主体：都道府県、指定都市、福祉事務所設置自治体
補助率：10/10

事業概要

- 改正生活保護法により、データに基づいた生活習慣病の予防等に係る「被保護者健康管理支援事業」を創設し、施行期日は2021年1月1日としている。
- 当該事業は、①各福祉事務所のデータを全国データと比較する等して、地域の健康課題の分析や社会資源の把握を行った上で（Plan）、②それによって得られた方針を基に、個別支援対象者の抽出・決定を行い（Do）、③必要に応じて、対象者の健診データ等入手し、個別支援計画を策定（Do）、④同行指導等による本人への介入を行い（Do）、⑤行動変容の状況等を踏まえ事業の評価、方針の改善に繋げる（Check～Action）という進め方を想定している。
- 2021年1月から円滑に実施するにあたっては、あらかじめ自治体において、国が示している手引きを参考とし、各福祉事務所のデータと全国のデータを比較し、上記の①～③に係る準備を進めることが適切であることから、2018年度（平成30年度）から実施している付き添い指導員による同行指導の事業に加えて、これらの事業も実施するものである。
- 本事業を先行して事業展開することによって、より実効性のある手引きの改定や、他の公費負担医療のレセプトの活用方法に係る検討を進めることで、法施行までに全自治体が健康管理支援事業を効果的・効率的に実施できる環境を整備する。

事業のイメージ（1または2いずれかのみの実施でも補助対象とする）

1. 福祉事務所による同行指導の実施（既存メニュー）

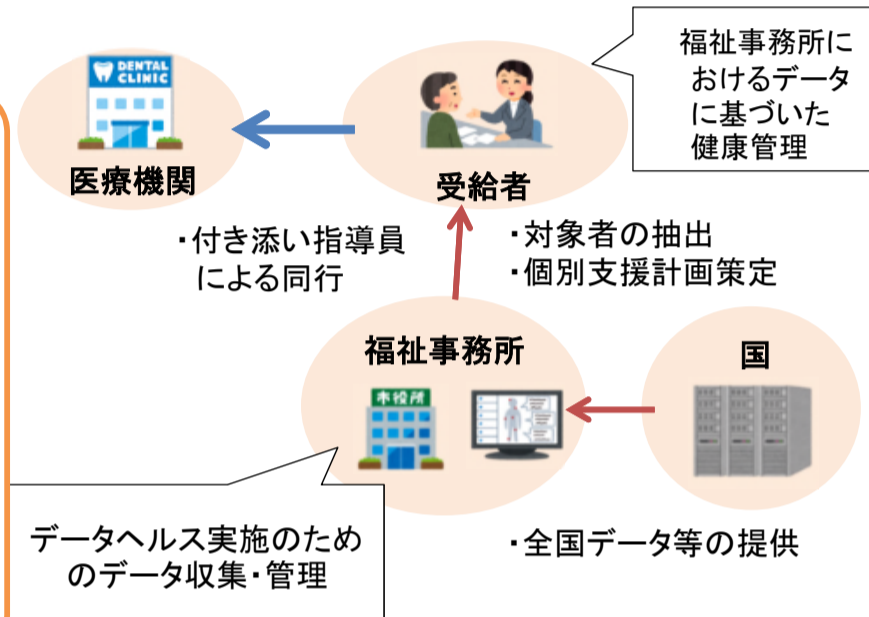
○福祉事務所で雇用した「付き添い指導員（非常勤保健師等を想定）」が、生活習慣病の受診中断者や未受診者、一定回数以上に医療機関に受診してしまう頻回受診者に付き添い、同行指導を行う。

2. データに基づいた支援実施のための準備（新規メニュー）

○公費負担医療等のレセプト、健診データ等を参考とし、地域における健康課題等の分析や、支援対象者の抽出を行う。

○PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な事業の実施のため、個別支援計画を策定する。

○上記の業務を実施するために、非常勤保健師等を雇用すること等を想定している。（都道府県・指定都市本庁においては、指導的立場の非常勤保健師を雇用することも可能。）



お薬手帳を活用した重複処方の適正化

【平成31年度予算（案）】 30,000千円

実施主体：福祉事務所設置自治体
補助率：10/10

(1) 取組の趣旨

○ 生活保護受給者が、医療機関の受診及び調剤薬局の利用の際に、一冊に限定したお薬手帳を持参することで、併用禁忌薬の処防止や重複処方の確認を行う。

（※）お薬手帳にステッカーを貼付することで複数のお薬手帳を利用できないようにする。複数のお薬手帳を所持している者については一冊に集約、お薬手帳を所持していない者については一冊を所持する。

(2) 事業の内容

<お薬手帳持参の推進>

（お薬手帳の一冊化）

- ・お薬手帳の情報をまとめ、ステッカーを貼付することで一冊に集約する。
- ・福祉事務所は、生活保護受給者に対して、医療機関の受診及び調剤薬局の利用の際は、ステッカーを貼付したお薬手帳を必ず持参するように指導。

（医療機関・調剤薬局）

- ・医療機関及び調剤薬局において、ステッカーが貼付されたお薬手帳を持参していない場合は、その旨を福祉事務所に連絡。

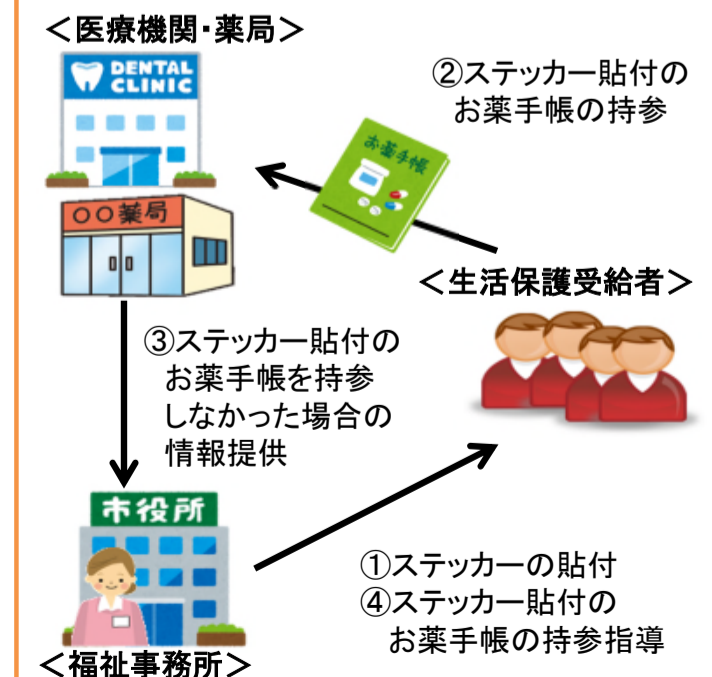
（福祉事務所）

- ・ステッカーが貼付されたお薬手帳を持参しなかった生活保護受給者に対しては、担当ケースワーカーより持参を指導するとともに、薬局等の薬剤師と連携して服薬管理指導を実施。

○ これらの取組みにより、従来のレセプト情報による重複処方の確認では、レセプト送付が診療月から2箇月遅れとなるため、速やかな対応が困難であったが、リアルタイムで把握することが可能。

○ 本事業の効果については、レセプト等を確認して医療費適正化の効果測定を行う。

イメージ図



被保護者健康管理支援事業の円滑な実施に向けたレセプト管理システムの改修

30年度2次補正予算額案：1.8億円

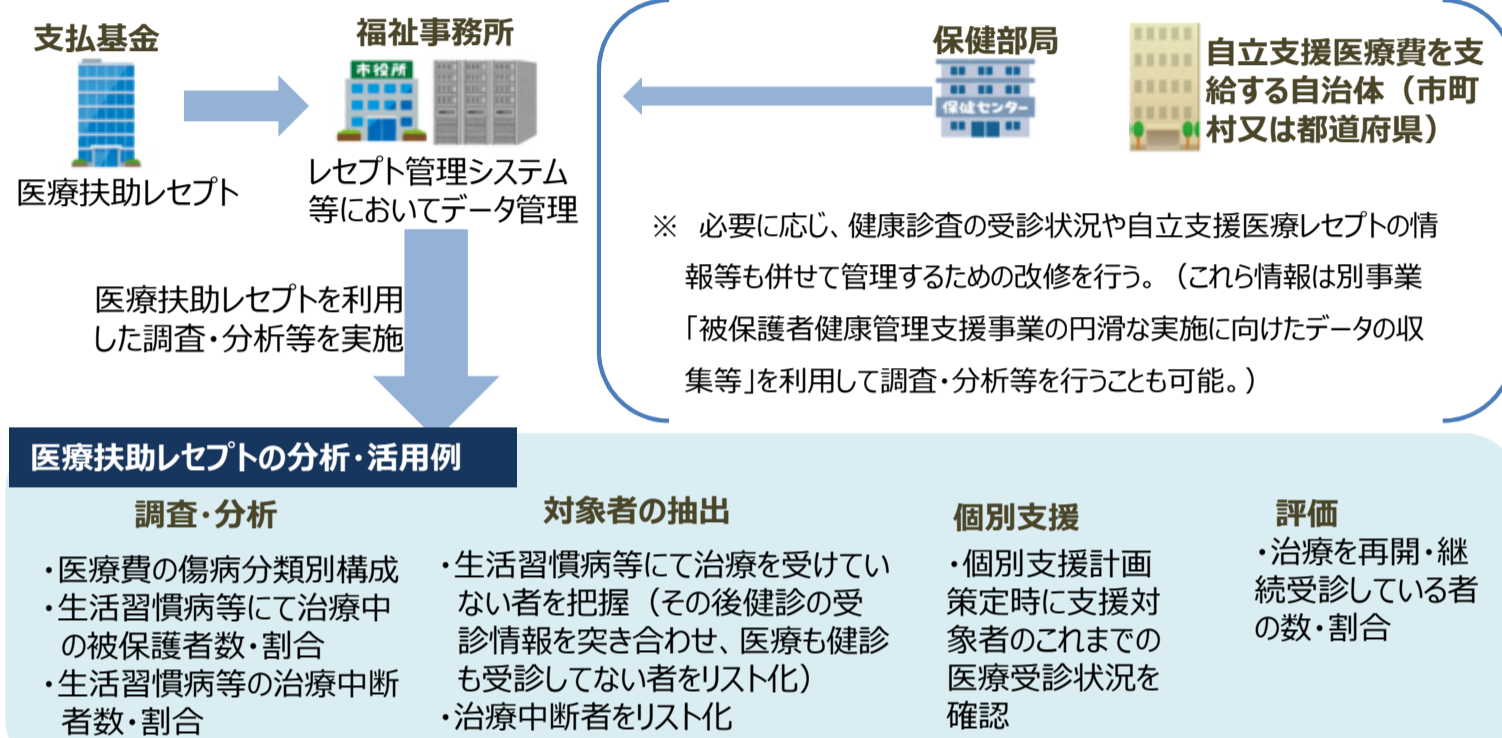
【所要額】：175,000千円
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(生活保護適正化等事業費)
実施主体：福祉事務所設置自治体 補助率：10/10

事業概要

- 法改正事項として、データに基づいた生活習慣病の予防等に係る「被保護者健康管理支援事業」の創設を定めており、施行期日は2021年1月1日としている。
- 生活保護受給者に係る健康管理事業を開始するにあたっては、生活保護受給者の医療全体の状況を把握・分析し、地域における健康課題等の分析や、支援対象者の抽出を行う必要がある。
- 事業の円滑な実施に向け、レセプト管理システム等において、医療扶助レセプトを利用した調査・分析等を簡便に行うため、システム改修費を補助する。

改修内容 (システム改修する内容・項目)

- 生活保護受給者の医療全体の状況を把握・分析し、地域における健康課題等の分析や、支援対象者の抽出を行うことを目的に、医療扶助レセプトを利用した調査・分析、対象者の抽出、個別支援、目標・評価指標を用いた評価等を簡便に実施できるようにするための改修を行う。



生活保護における後発医薬品の使用原則化

医療扶助における後発医薬品の使用原則化(平成30年10月1日施行)

○後発医薬品の使用の原則化を法律に規定(生活保護法第34条第3項の改正)

医師等が医学的知見等に基づいて、後発医薬品を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品による給付

- 後発医薬品使用割合は約7割となっている。
- 地方自治体からも、使用割合80%に向けて、さらに取組を進めるためには、後発医薬品の原則化が必要 との意見
- 医師等が後発医薬品の使用を可能と認めている等の必要な条件の下で実施

参考:前回法改正時の見直し

○後発医薬品の使用を促すことを規定(平成26年1月1日施行)

- ※ 後発医薬品の使用が可能であるにもかかわらず、先発医薬品を希望する受給者に対しては、
 - ・ 薬局は、先発医薬品を希望する理由を確認した上で、先発医薬品を一旦調剤する。
 - ・ その理由が「先発医薬品の方が高額だから」「理由を言わない」等の場合については、福祉事務所の健康管理指導の対象とする。

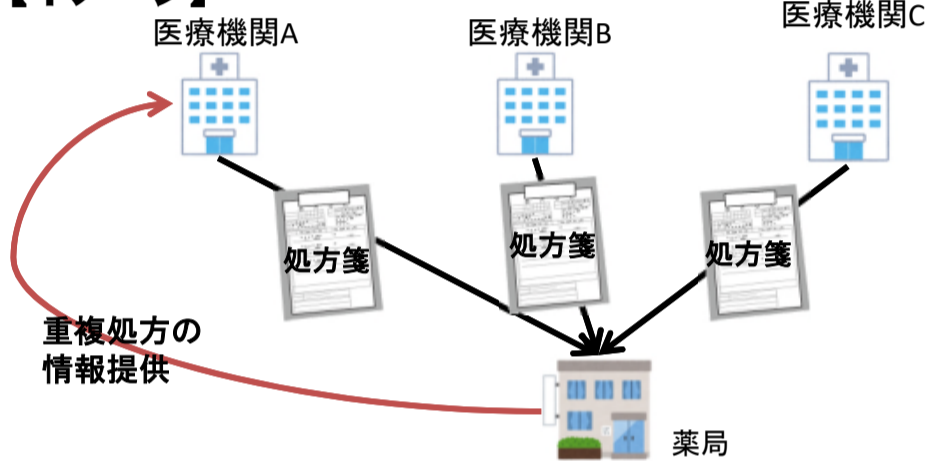
【趣旨】

- 被保護者が処方せんを持参する薬局をできる限り一カ所にし、本人の状況に応じて、薬局において薬学的管理・指導を実施するとともに、薬剤師が重複処方等について医師に情報提供を行う。
- これにより、医療機関は重複調剤の適正化や、併用禁忌薬をチェックを行うことができ、被保護者の健康管理に寄与するとともに、医療扶助費の適正化効果も見込まれる。
- 平成29年度において、被保護者が処方せんを持参する薬局をできる限り一カ所にする事業をモデル的に実施し、その効果等を測定しており、今後の方針については、関係団体と協議しているところ。

【事業の実施方法】

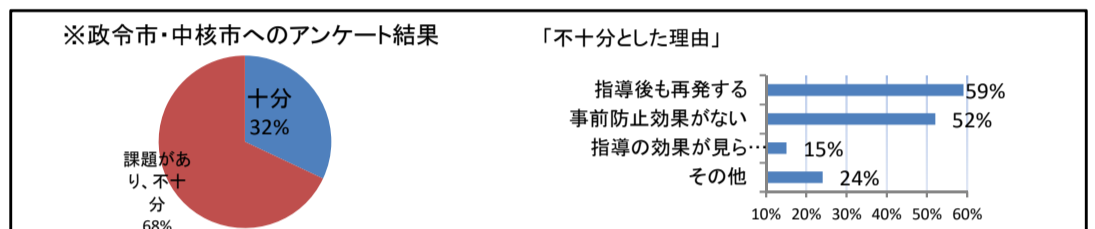
- ① 受給者の希望も参考としつつ、対象者1人につき薬局を1カ所選定
- ② 薬局において、薬学的管理・指導を実施
また、必要に応じて、医療機関へ重複処方等の情報提供を実施
- ③ 福祉事務所においては、
 - ・ 重複投薬・相互作用等防止加算の算定件数
 - ・ 薬剤師から医師への疑義照会の件数の変化
 - ・ 薬剤費の減少額等の効果
 等を分析する。

【イメージ】



【向精神薬に係る取組への評価】

出典：平成29年度予算執行調査資料（財務省）



「社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会」

- 無料低額宿泊事業等に係る改正社会福祉法及び改正生活保護法の施行（平成32年4月）に向けて、①社会福祉住居施設の最低基準の在り方、②単独での居住が困難な生活保護受給者の日常生活上の支援の委託の在り方（日常生活支援住居施設の要件、日常生活支援の委託内容）について、有識者からの意見を聴取するための検討会を開催する。

■ 検討会参加者（五十音順・敬称略）

氏名	現職
大西 豊美	全国救護施設協議会会長
岡部 卓	首都大学東京大学院教授
奥田 知志	NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長
難波 勉	大阪市福祉局生活福祉部保護課長
滝脇 憲	NPO法人自立支援センターふるさとの会常務理事
立岡 学	NPO法人ワンファミリー仙台理事長
辻井 正次	中京大学現代社会学部教授
野村 泰洋	東京都福祉保健局生活福祉部保護課長
菱田 貴大	NPO法人エス・エス・エス理事長
平野 方紹	立教大学コミュニティー福祉学部教授
水内 俊雄	大阪市立大学都市研究プラザ教授
宮澤 進	NPO法人ほっとポット代表理事
山田 壮志郎	日本福祉大学社会福祉学部准教授

■ 検討会における意見聴取内容

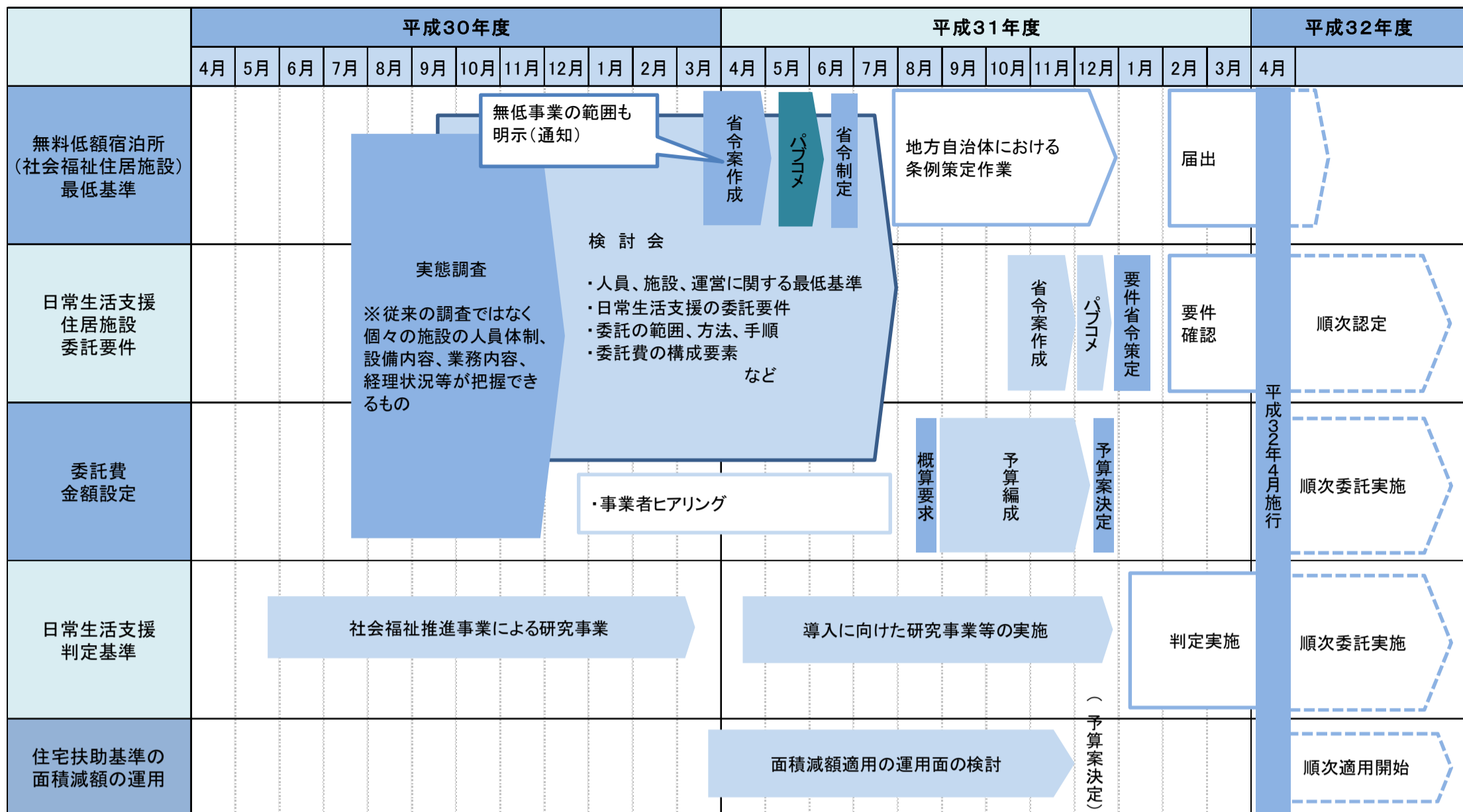
- ・ 社会福祉住居施設（無料低額宿泊事業）の対象範囲
- ・ 社会福祉住居施設の設備、人員、運営に関する基準の在り方
- ・ 無料低額宿泊所等における住宅扶助基準の面積減額の適用の在り方
- ・ 日常生活上の支援が必要な者の範囲の考え方
- ・ 日常生活上の支援の内容
- ・ 日常生活支援住居施設の認定基準の在り方
- ・ 日常生活支援の委託の在り方

■ 検討スケジュール

平成30年11月5日に第1回を開催
以降、1か月半に1回程度を目処に開催

- ・ 社会福祉住居施設の範囲や最低基準の方向性については年度内目処に議論
- ・ 日常生活支援の在り方については、来年度当初から11月頃までを目途に議論

無料低額宿泊所・日常生活支援委託に関する施行準備スケジュール(案)



無料低額宿泊所における防火対策等の推進

【平成31年度予算(案)】(社会福祉施設等施設整備費補助金 195億円の内数)

(趣旨)

- 無料低額宿泊所のなかには、
 - ・ 老朽化した建物で事業を実施しており、防火対策等が不十分な施設や
 - ・ 高齢の生活保護受給者が増加し、避難等にあたり支援が必要な者も一定数入居しているため、より充実した防火対策が必要な施設がある。
- また、近年は多数の生活保護受給者等が罹災した火災事故も発生しており、無料低額宿泊所の居住者が安心して居住できる環境を整備するため、防火対策を推進する必要がある。
- このため、無料低額宿泊所の事業者が、防火対策のために基盤整備を行い、地方自治体が施設に対して補助を実施した場合に、国が地方自治体に対し一定額を補助する仕組みを創設する。

(事業内容)

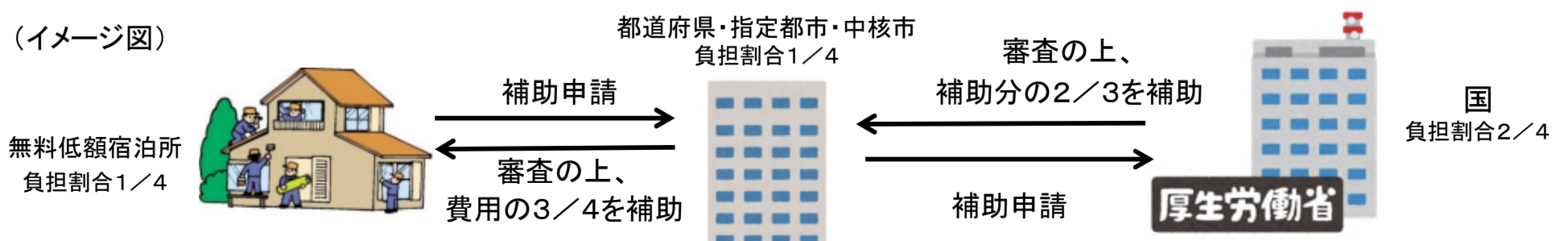
【対象施設】

- 以下のような無料低額宿泊所のうち、日常生活の支援を必要とする者が多く入居し、基盤整備が効果的と自治体が判断したものとする。
 - ① 高齢者や障害・傷病者など避難に配慮を要する入居者が多く、防火安全対策が効果的と考えられる無料低額宿泊所
 - ② 市区町村より居宅生活移行支援事業の委託を受けている、若しくは居宅生活移行支援事業の委託を受けていないが、金銭管理、服薬管理、相談支援等の日常生活支援を行っている職員が、入居者数に応じて常駐している無料低額宿泊所

【整備内容】

- ① 防火安全対策
スプリンクラー設備やパッケージ型自動消火設備等の設置、天井等の内装の不燃化工事
- ② その他、必要な改修工事
上記①に付随して、車いす利用者のために段差をなくすためのバリアフリー化や施設の老朽化に伴う改修工事 等

(イメージ図)



2019年10月における世帯類型別の生活扶助基準額①(案)

生活扶助基準本体(第1類費・第2類費)のみ

世帯類型	級地	基準額① (2018年10月～19年9月)		基準額 (2019年10月～20年9月)			
		基準見直し1年目		基準見直し2年目の 影響のみ②		②+消費動向等勘案	
		見直し前との増減率		①からの増減率		①からの増減率	
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、 子3～5歳)	1級地の1	14.7万円	-0.8%	14.6万円	-0.8%	14.8万円	0.6%
	2級地の1	13.5万円	0.1%	13.5万円	0.1%	13.7万円	1.5%
	3級地の2	12.2万円	1.7%	12.4万円	1.6%	12.6万円	3.1%
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、 中学生と小学生)	1級地の1	18.2万円	-1.7%	17.9万円	-1.7%	18.2万円	-0.3%
	2級地の1	16.6万円	-1.7%	16.3万円	-1.7%	16.5万円	-0.3%
	3級地の2	14.3万円	-1.2%	14.1万円	-1.2%	14.3万円	0.2%
母子世帯 (子1人) (30代親、 小学生)	1級地の1	11.7万円	1.6%	11.8万円	1.6%	12.0万円	3.1%
	2級地の1	10.7万円	2.9%	11.0万円	2.8%	11.1万円	4.2%
	3級地の2	9.7万円	4.4%	10.1万円	4.3%	10.2万円	5.7%
母子世帯 (子2人) (40代親、 中学生と小学生)	1級地の1	15.3万円	-1.4%	15.1万円	-1.5%	15.3万円	-0.1%
	2級地の1	14.0万円	-1.2%	13.8万円	-1.2%	14.0万円	0.2%
	3級地の2	12.5万円	0.7%	12.6万円	0.7%	12.8万円	2.1%
母子世帯 (子2人) (40代親、 高校生と中学生)	1級地の1	16.0万円	-1.5%	15.8万円	-1.5%	16.0万円	-0.1%
	2級地の1	14.6万円	-1.7%	14.3万円	-1.7%	14.5万円	-0.3%
	3級地の2	12.7万円	0.2%	12.8万円	0.2%	12.9万円	1.6%

生活扶助本体+ 児童養育加算+母子加算

世帯類型	級地	基準額③ (2018年10月～19年9月)		基準額 (2019年10月～20年9月)			
		基準見直し1年目		基準見直し2年目の 影響のみ④		④+消費動向等勘案	
		見直し前との増減率		③からの増減率		③からの増減率	
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、 子3～5歳)	1級地の1	15.7万円	-0.8%	15.6万円	-0.8%	15.8万円	0.7%
	2級地の1	14.5万円	0.1%	14.5万円	0.1%	14.7万円	1.5%
	3級地の2	13.2万円	1.5%	13.4万円	1.5%	13.6万円	3.0%
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、 中学生と小学生)	1級地の1	20.2万円	-1.5%	19.9万円	-1.5%	20.2万円	-0.1%
	2級地の1	18.6万円	-1.5%	18.3万円	-1.5%	18.6万円	-0.1%
	3級地の2	16.3万円	-1.0%	16.1万円	-1.1%	16.3万円	0.4%
母子世帯 (子1人) (30代親、 小学生)	1級地の1	14.8万円	0.3%	14.8万円	0.3%	15.1万円	1.8%
	2級地の1	13.6万円	1.2%	13.8万円	1.1%	14.0万円	2.7%
	3級地の2	12.5万円	2.4%	12.8万円	2.3%	13.0万円	3.9%
母子世帯 (子2人) (40代親、 中学生と小学生)	1級地の1	19.7万円	-1.3%	19.4万円	-1.4%	19.7万円	0.1%
	2級地の1	18.2万円	-1.2%	18.0万円	-1.2%	18.3万円	0.3%
	3級地の2	16.6万円	0.3%	16.6万円	0.2%	16.9万円	1.8%
母子世帯 (子2人) (40代親、 高校生と中学生)	1級地の1	20.5万円	3.7%	20.2万円	-1.4%	20.5万円	0.1%
	2級地の1	18.8万円	3.9%	18.5万円	-1.6%	18.8万円	0.0%
	3級地の2	16.8万円	6.2%	16.8万円	-0.2%	17.1万円	1.4%

2019年10月における世帯類型別の生活扶助基準額②(案)

生活扶助基準本体(第1類費・第2類費)のみ

世帯類型	級地	基準額① (2018年10月～19年9月)		基準額 (2019年10月～20年9月)			
		基準見直し1年目		基準見直し2年目の 影響のみ②		②+消費動向等勘案	
		見直し前との増減率		①からの増減率		①からの増減率	
若年単身世帯 (50代)	1級地の1	7.9万円	-1.7%	7.8万円	-1.7%	7.9万円	-0.3%
	2級地の1	7.2万円	-0.9%	7.1万円	-0.9%	7.2万円	0.5%
	3級地の2	6.5万円	0.6%	6.6万円	0.6%	6.7万円	2.1%
若年夫婦世帯 (50代夫婦)	1級地の1	12.0万円	0.5%	12.1万円	0.5%	12.3万円	2.0%
	2級地の1	11.0万円	1.7%	11.2万円	1.7%	11.4万円	3.1%
	3級地の2	10.0万円	3.2%	10.3万円	3.1%	10.5万円	4.6%
高齢単身世帯 (65歳)	1級地の1	7.8万円	-1.7%	7.7万円	-1.7%	7.8万円	-0.3%
	2級地の1	7.1万円	-1.6%	7.0万円	-1.7%	7.1万円	-0.3%
	3級地の2	6.4万円	-0.1%	6.4万円	-0.1%	6.5万円	1.3%
高齢単身世帯 (70歳)	1級地の1	7.4万円	-0.6%	7.4万円	-0.6%	7.5万円	0.8%
	2級地の1	6.8万円	0.5%	6.8万円	0.5%	6.9万円	2.0%
	3級地の2	6.2万円	2.2%	6.3万円	2.2%	6.4万円	3.6%
高齢単身世帯 (75歳)	1級地の1	7.3万円	-1.7%	7.2万円	-1.7%	7.3万円	-0.3%
	2級地の1	6.6万円	-1.4%	6.6万円	-1.5%	6.6万円	-0.1%
	3級地の2	6.0万円	0.2%	6.1万円	0.2%	6.1万円	1.6%

世帯類型	級地	基準額① (2018年10月～19年9月)		基準額 (2019年10月～20年9月)			
		基準見直し1年目		基準見直し2年目の 影響のみ②		②+消費動向等勘案	
		見直し前との増減率		①からの増減率		①からの増減率	
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	1級地の1	11.9万円	-0.3%	11.9万円	-0.3%	12.0万円	1.1%
	2級地の1	10.9万円	0.9%	11.0万円	0.9%	11.1万円	2.3%
	3級地の2	9.9万円	2.4%	10.1万円	2.4%	10.2万円	3.8%
高齢夫婦世帯 (75歳夫婦)	1級地の1	11.0万円	0.2%	11.1万円	0.2%	11.2万円	1.6%
	2級地の1	10.1万円	1.4%	10.2万円	1.4%	10.4万円	2.9%
	3級地の2	9.2万円	3.1%	9.4万円	3.0%	9.6万円	4.4%

生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について(対応方針)

1. 生活保護基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度

- ① 国の制度については、生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないように対応することを基本的考え方とする。(就学援助、保育料の免除等)
- ② ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度については、生活保護の基準の例により給付を行う。(中国残留邦人への給付等)

2. 個人住民税の非課税限度額等

(医療保険等の自己負担限度額の軽減など、非課税限度額を参照しているものを含む)

- 30年度は影響は無い。
- 31年度以降の税制改正において対応を検討
- 非課税限度額を参照しているものは、31年度以降の税制改正を踏まえて対応

3. 地方単独事業

(例: 準要保護者に対する就学援助)

- 国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼

マイナンバー情報連携等のための生活保護業務関係システムの改修

30年度2次補正予算額案: 9.8億円

【所要額】: 977,361千円

[自治体システム分]生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(生活保護適正化等事業費): 977,361千円

実施主体: 福祉事務所設置自治体 補助率: 国1/2・2/3、福祉事務所設置自治体1/2・1/3

事業概要

- 生活保護制度の効率的かつ適正な実施を推進するとともに、被保護世帯の状況を的確に把握する観点から、
 - ・ 生活保護法の改正による進学準備給付金の創設に伴うマイナンバー情報連携
 - ・ 生命保険会社に対する被保護世帯の資産調査を効率的に実施するための統一様式の出力
 - ・ 保護動向等を把握する被保護者調査の調査項目の追加(保護の廃止理由等)
 を行う上で必要となる自治体の「生活保護事務処理システム」を改修するための経費の一部を補助する。

改修内容(システム改修する内容・項目)

- 進学準備給付金創設に伴うマイナンバー情報連携のための改修(自治体)
※当該改修費用についてのみ補助率2/3
- 生命保険会社に対する照会様式を出力するための改修(自治体)
- 被保護者調査における調査項目追加に伴う改修(自治体)

(参考)被保護者調査のスキーム

